

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【事業年度】	第49期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社ケーユーホールディングス
【英訳名】	KU HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 井上 恵博
【本店の所在の場所】	東京都町田市鶴間八丁目17番1号
【電話番号】	(042)799-2130（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理企画部長 長澤 伸二
【最寄りの連絡場所】	東京都町田市鶴間八丁目17番1号
【電話番号】	(042)799-2130（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理企画部長 長澤 伸二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	79,146	88,068	97,297	99,984	116,659
経常利益 (百万円)	5,011	5,927	5,923	5,608	6,250
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,487	4,116	3,989	3,715	3,887
包括利益 (百万円)	3,501	4,089	3,879	3,654	4,018
純資産額 (百万円)	37,079	40,381	43,186	45,773	48,834
総資産額 (百万円)	54,020	59,402	64,478	71,133	74,822
1株当たり純資産額 (円)	1,185.37	1,280.77	1,363.32	1,438.29	1,526.27
1株当たり当期純利益 (円)	112.60	132.25	127.61	118.45	123.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	108.64	127.35	122.46	113.11	117.33
自己資本比率 (%)	68.0	67.3	66.2	63.5	64.3
自己資本利益率 (%)	9.8	10.7	9.7	8.5	8.3
株価収益率 (倍)	8.09	7.84	6.64	7.18	7.87
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	586	3,343	3,753	2,498	11,033
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,775	1,453	4,107	6,493	3,004
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,879	492	333	1,867	2,514
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	10,701	12,099	12,079	9,951	15,465
従業員数 (人)	828	870	968	1,095	1,209
(外、平均臨時雇用者数)	(213)	(251)	(283)	(306)	(331)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第47期の期首から適用しており、第46期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (百万円)	2,204	2,232	2,908	4,004	4,223
経常利益 (百万円)	768	805	1,458	2,352	2,530
当期純利益 (百万円)	677	708	1,288	2,210	2,237
資本金 (百万円)	6,321	6,321	6,321	6,321	100
発行済株式総数 (株)	44,126,024	44,126,024	44,126,024	44,126,024	44,126,024
純資産額 (百万円)	24,395	24,297	24,426	25,517	26,901
総資産額 (百万円)	34,382	35,224	36,934	41,035	41,651
1株当たり純資産額 (円)	776.05	765.15	764.07	793.33	830.52
1株当たり配当額 (円)	33.00	40.00	40.00	37.00	41.00
(うち1株当たり中間配当額)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)
1株当たり当期純利益 (円)	21.86	22.77	41.23	70.48	71.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	21.09	21.93	39.56	67.31	67.54
自己資本比率 (%)	69.9	67.8	64.8	60.7	62.9
自己資本利益率 (%)	2.8	3.0	5.4	9.1	8.8
株価収益率 (倍)	41.67	45.54	20.54	12.06	13.67
配当性向 (%)	151.0	175.7	97.0	52.5	57.7
従業員数 (人)	54	52	47	49	57
(外、平均臨時雇用者数)	(7)	(7)	(7)	(8)	(18)
株主総利回り (%)	125.9	148.0	128.0	133.3	155.1
(比較指標：東証株価指数(配当込み)) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	959	1,274	1,184	974	1,098
最低株価 (円)	659	834	724	680	735

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第47期の期首から適用しており、第46期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

年月	主な沿革
1972年10月	東京都町田市においてケーユー商事㈱を設立、自動車販売業務を開始
1978年3月	八王子営業所（現八王子店）を設置
1980年7月	本社営業所竣工
1988年4月	ケーユーモーターズ㈱を吸収合併
1988年6月	㈱ビ・ケーユー（現㈱シュテルン世田谷）を設立 商号を㈱ケーユーに変更
1988年7月	ライダーズショップケーユー相模原店（現ハーレーダビッドソン相模原）を設置
1988年12月	メルセデス・ベンツ日本㈱と販売店契約を締結
1989年1月	㈱ビ・ケーユーを㈱シュテルン東名横浜（現㈱シュテルン世田谷）へ商号変更
1989年12月	社団法人日本証券業協会（現日本証券業協会）に株式会社登録
1992年10月	㈱シュテルン東名横浜（現㈱シュテルン世田谷）多摩支店（現メルセデス・ベンツ多摩）を設置
1994年5月	インポートカーケーユー東名横浜店を設置
1994年6月	相模原西営業所（現相模原西店）を設置
1994年7月	横須賀営業所（現横須賀店）を設置
1996年9月	ハーレーダビッドソンジャパン㈱と正規販売店契約を締結
1996年11月	クライスラージャパンセールス㈱（現FCAジャパン㈱）とメインディーラー契約を締結 戸塚営業所を設置
1996年12月	千葉営業所（現千葉店）を設置 東京証券取引所（現東京証券取引所）市場第二部に株式上場
1997年4月	㈱シュテルン東名横浜（現㈱シュテルン世田谷）中古車センター（現メルセデス・ベンツ東名横浜サーティファイド カーセンター）を設置
1997年7月	クライスラー相模原店（現ジープ相模原）を設置
1997年8月	クライスラー東名横浜店（現ジープ東名横浜）を設置
1997年11月	秦野営業所（現秦野店）を設置
1998年1月	久喜白岡営業所（現久喜白岡店）を設置
2000年8月	㈱シュテルン世田谷を買収
2001年5月	㈱シュテルン世田谷中古車センター（現メルセデス・ベンツ世田谷南サーティファイドカーセンター）を設置
2001年10月	㈱シュテルン東名横浜と㈱シュテルン世田谷を合併（現㈱シュテルン世田谷）
2002年12月	東大和営業所（現東大和店）を設置
2003年7月	㈱シュテルン世田谷あざみ野支店（現メルセデス・ベンツあざみ野）を設置
2004年10月	宇都宮インターパーク店を設置
2004年11月	㈱モトーレン東名横浜を設立
2005年1月	㈱モトーレン東名横浜がビー・エム・ダブリュー東京㈱より5店舗の営業権を譲受
2007年3月	三郷インター店を設置
2007年4月	㈱シュテルン世田谷メルセデス・ベンツ東名横浜をリニューアルオープン
2007年10月	商号を㈱ケーユーホールディングスに変更、新設分割により事業会社㈱ケーユーを設立
2007年12月	㈱ケーユー千葉ニュータウン店を設置
2008年4月	㈱ケーユー鶴川店を、㈱モトーレン東名横浜町田鶴川アブルーブドカー・センター（現BMW Premium Selection 町田鶴川）としてリニューアルオープン
2008年6月	㈱ファイブスター世田谷（現㈱ファイブスター東名横浜）を設立
2008年6月	㈱モトーレン東名横浜港南支店を事業譲渡
2008年10月	㈱ファイブスター世田谷を㈱ファーレン神奈川中央（現㈱ファイブスター東名横浜）に商号変更
2009年4月	㈱ケーユーのGMシボレー東名横浜を分割し、㈱ファイブスター東名横浜が継承
2009年7月	㈱モトーレン東名横浜横浜西口支店を廃止し、横浜三ツ沢支店として設置
2009年10月	㈱ケーユーのハーレーダビッドソン相模原を分割し、㈱ファイブスター東名横浜が継承
2009年12月	㈱ファーレン神奈川中央（現㈱ファイブスター東名横浜）フォルクスワーゲン相模原橋本を設置
2010年2月	㈱ケーユー本店をリニューアルオープン
2010年3月	㈱ファイブスター東名横浜ジープ東名横浜 キャデラック・シボレー東名横浜同時設置
2010年4月	㈱ケーユー菖蒲店を設置
2010年6月	㈱モトーレン東名横浜が事業譲受により横須賀支店を設置
2011年2月	㈱モトーレン東名横浜BMW東名横浜本店及びM I N I 東名横浜をリニューアルオープン
2011年4月	㈱ファーレン神奈川中央が㈱ファイブスター東名横浜を吸収合併し、㈱ファイブスター東名横浜に商号変更

年月	主な沿革
2011年4月	(株)ケーユー佐野店を設置
2011年10月	(株)シュテルン世田谷メルセデス・ベンツ世田谷南をリニューアルオープン
2012年4月	(株)ケーユー仙台泉店を設置
2012年7月	(株)ケーユー仙台若林店を設置
2012年8月	(株)ファイブスター東名横浜のハーレーダビッドソン事業を分離し、(株)RSケーユーを設立
2013年11月	東京証券取引所市場一部指定
2013年11月	(株)モーターレン東名横浜BMW Premium Selection 東名横浜を設置
2014年1月	(株)ファイブスター東名横浜ジープ相模原 キャデラック・シボレー相模原同時設置
2014年3月	(株)ファイブスター東名横浜フォルクスワーゲン大和を設置
2014年5月	(株)シュテルン世田谷メルセデス・ベンツ世田谷南サティファイドカーセンターをリニューアルオープン
2014年8月	(株)ケーユー湘南戸塚店を設置
2014年11月	(株)シュテルン世田谷メルセデス・ベンツ東名静岡を設置
2015年4月	(株)ケーユー盛岡南店を設置
2015年4月	(株)ケーユー秋田南店を設置
2016年4月	株式譲受により横須賀ヤナセ(株)を完全子会社化
2016年5月	横須賀ヤナセ(株)を(株)シュテルン横須賀へ商号変更
2016年7月	(株)ケーユー金沢野々市店を設置
2016年9月	(株)ケーユー青森八戸店を設置
2016年10月	(株)シュテルン世田谷メルセデス・ベンツ新百合ヶ丘を設置
2016年10月	(株)ケーユー山形西バイパス店を設置
2017年1月	(株)シュテルン世田谷が(株)シュテルン横須賀を吸収合併
2017年1月	(株)シュテルン世田谷AMG東京世田谷を設置
2017年3月	(株)RSケーユーハーレーダビッドソン相模原を移転しリニューアルオープン
2017年9月	(株)ケーユー函館店を設置
2018年1月	(株)シュテルン世田谷メルセデス・ベンツ多摩をリニューアルオープン
2018年4月	(株)ファイブスター東名横浜ジープ東名横浜をリニューアルオープン
2018年4月	(株)ケーユー富山インター店を設置
2018年7月	(株)ケーユー旭川店を設置
2018年8月	(株)ケーユー高岡店を設置
2018年11月	(株)ケーユー山形鶴岡店を設置
2019年1月	(株)シュテルン世田谷メルセデス・ベンツ横須賀をリニューアルオープン
2019年1月	(株)ケーユー横須賀店をリニューアルオープン
2019年4月	(株)モーターレン東名横浜BMW町田鶴川、MINI町田鶴川を設置
2019年7月	(株)ケーユー新潟女池店を設置
2020年1月	(株)ファイブスター東名横浜ジープ新百合ヶ丘を設置
2020年1月	株式譲受により(株)シュテルン横浜東を完全子会社化
2020年3月	(株)ケーユー湘南平塚店を設置
2020年3月	(株)シュテルン世田谷メルセデス・ベンツ港南台を設置
2020年7月	(株)ケーユー帯広店を設置
2021年1月	(株)モーターレン東名横浜BMW調布、BMW Premium Selection 調布を設置

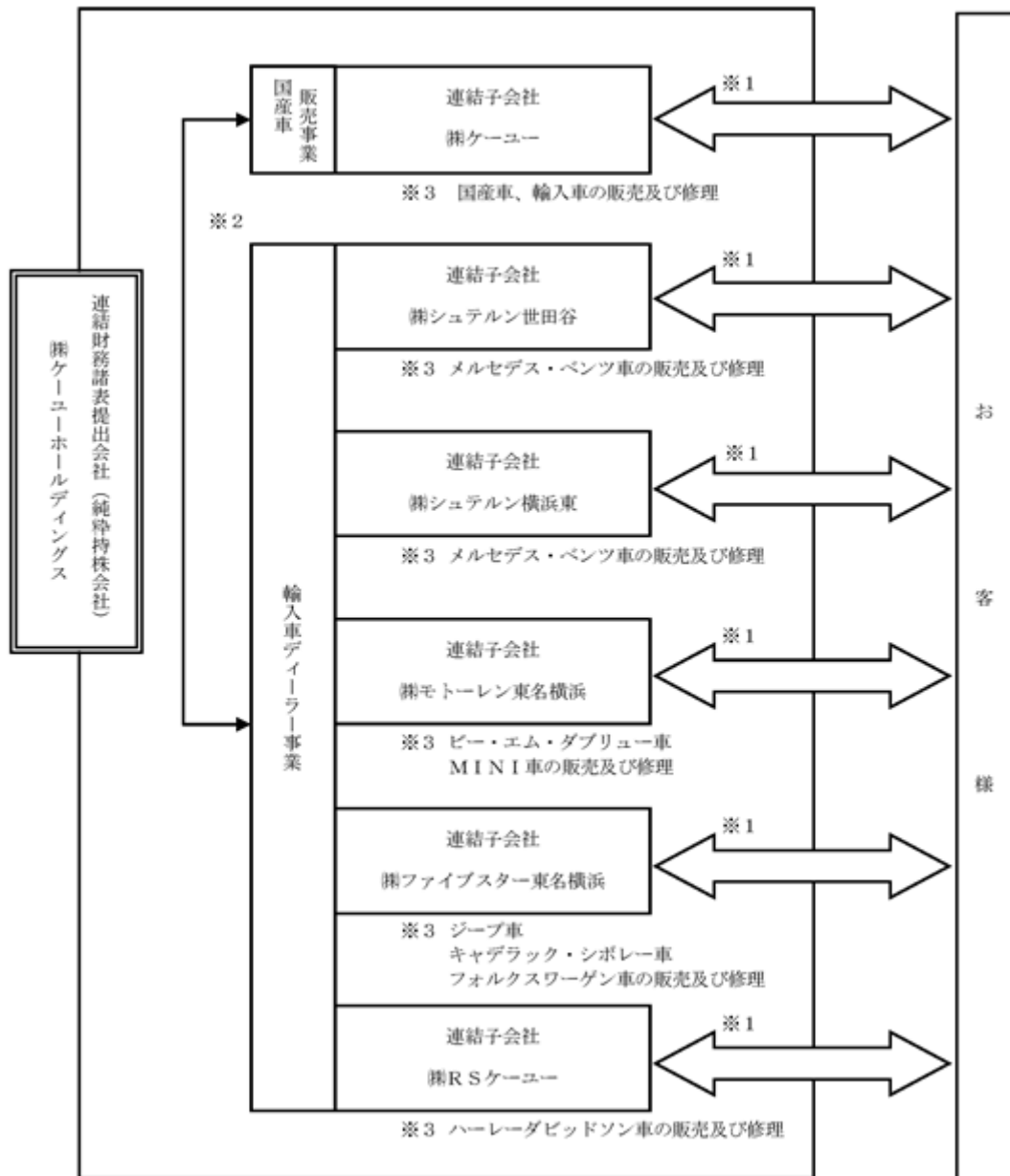
3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社、以下同じ。）は、当社及び子会社6社より構成されており、自動車の販売及び修理を主たる事業としております。

当社グループの当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

なお、次の2事業部門（国産車販売事業、輸入車ディーラー事業）は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準につきましては連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。



1. お客様に対し、自動車の販売及び修理を行っております。また、お客様より中古車の仕入れを行っております。
2. お客様より仕入れた中古車につきまして、品質を点検の上、小売可能な商品は、その商品を販売するのに最適なグループ内の会社に販売しております。また、自動車の修理は、適したサービス工場を有するグループ内の会社に委託しております。
3. 主要な事業を示しております。

（注）連結財務諸表提出会社は、連結子会社に対し一部の店舗を賃貸しております。また、連結財務諸表提出会社は、純粋持株会社として経営指導を行い一部の業務を受託しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				主要な損益情報等 (百万円)	
					役員の兼任 等(人)	営業上の 取引	設備の賃 貸借	その他		
連結子会社 ㈱ケーユー	東京都 町田市	50	国産車販売 事業	100.0	兼任3	経営指導 及び 業務受託	土地建物 の賃貸	-	(1) 36,750 (2) 2,371 (3) 1,394 (4) 9,172 (5) 12,856	
連結子会社 ㈱シュテルン 世田谷	東京都 町田市	355	輸入車ディー ラー事業	100.0	兼任3	経営指導 及び 業務受託	土地建物 の賃貸	資金貸付	(1) 52,043 (2) 2,756 (3) 1,961 (4) 12,930 (5) 17,302	
連結子会社 ㈱モトーレン 東名横浜	東京都 町田市	50	輸入車ディー ラー事業	100.0	兼任4	経営指導 及び 業務受託	土地建物 の賃貸	資金貸付	(1) 13,261 (2) 415 (3) 285 (4) 2,358 (5) 4,811	
連結子会社 ㈱シュテルン 横浜東	横浜市 神奈川区	69	輸入車ディー ラー事業	100.0	兼任3	経営指導 及び 業務受託	-	資金貸付	-	
連結子会社 ㈱ファイブス ター東名横浜	東京都 町田市	10	輸入車ディー ラー事業	100.0	兼任4	経営指導 及び 業務受託	土地建物 の賃貸	資金貸付	-	
連結子会社 ㈱RSケー ユー	相模原市 南区	5	輸入車ディー ラー事業	100.0	兼任4	経営指導 及び 業務受託	土地建物 の賃貸	-	-	

- (注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 上記連結子会社のうち㈱ケーユー、㈱シュテルン世田谷、㈱モトーレン東名横浜、㈱シュテルン横浜東及び㈱ファイブスター東名横浜は特定子会社に該当しております。
3. 関係会社のうちには有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. ㈱ケーユー、㈱シュテルン世田谷及び㈱モトーレン東名横浜につきましては、売上高(連結会社間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)	
国産車販売事業	464	(195)
輸入車ディーラー事業	688	(118)
報告セグメント計	1,152	(313)
全社(共通)	57	(18)
合計	1,209	(331)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社(共通)」は、当社の就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

(2021年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
57 (18)	38.8	9.0	4,935

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の従業員は、すべて全社(共通)に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループのうち、株式会社シュテルン横浜東には労働組合が結成されておりましたが、2020年12月31日に組織を解散致しました。なお、労使関係は良好であります。

また、株式会社シュテルン横浜東を除く当社グループでは、元々労働組合は結成されておませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「信頼と安心を通じ豊かなカーライフの創造」を基本理念に、業界の既成概念にとらわれず、多様なメーカーの新車・中古車を取り扱う「トータルディーラー」の企業像を掲げ、国産車から欧米有名ブランド車の販売に至るまで取扱ブランドの拡大や店舗網の拡充等を通じ、一貫してお客様への自動車販売をコアビジネスと位置づけ、事業活動を行っております。

(2) 経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの経営に影響を与える最も大きな要因は、国内の自動車販売マーケットの市場動向があげられます。国内の自動車販売につきましては、少子化や自動車に対する嗜好の変化から若年層の自動車離れという構造的な問題もあり、今後も、市場の大きな拡大は見込めず引続き厳しい状況が続くと思われれます。

当社グループは、国産中古車販売を中心とした「国産車販売事業」と世界のトップブランドであるメルセデス・ベンツ車やビー・エム・ダブリュー車を中心とする「輸入車ディーラー事業」を2つの独立したセグメントとしておりますが、「国産車販売事業」につきましては、国内メーカーの系列ディーラーによる中古車市場への積極的進出や、買取り専業業者による大型小売店の出店などが続き、従来以上に厳しい競争が続くものと考えております。

また、「輸入車ディーラー事業」につきましては、高級ブランド車を扱う性格上、急激な景気悪化等、景気動向の影響を、より大きく敏感に受けるものと考えております。

このような状況下、当社グループは、組織のスリム化と業務の効率化により生産性の向上を図り、総需要が減少する経営環境においても十分な利益が確保できる企業体質の構築に努めております。

具体的には、収益力の強化を図りつつ、当社グループの厚みのある自己資本等、財務面での強みを活かし、国産車販売事業については、関東圏にとらわれず、より広範囲なエリアでの店舗展開を推進する一方、輸入車ディーラー事業については、商圈に制約はありますが、集客力アップのための積極的な店舗投資を通じ店舗網の一層の拡充に努めております。

また、両セグメント間での人事交流等により営業ノウハウを共有するとともに、グループ各社がお客様から仕入れた中古車を最適なセグメントで販売したり、適したサービス工場を有するセグメントでグループの修理を一手に手がける等、グループ経営のメリットを追求し、充実したアフターサービスの提供を行い、ご購入後も安心できるカーライフを実現することにより、お客様から支持される強固な営業基盤の構築を目指しております。

なお、両セグメントに共通する管理部門を持株会社に集中し、各事業会社が販売活動に専念できる体制を構築するとともに、組織のスリム化と効率化により、グループ全体の生産性向上に努め、M & Aの積極的な展開及び海外進出も視野に、人材の育成等を通じグループの成長を図っております。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、近年積極的な投資を行ってまいりましたが、ROA（総資産利益率）を重視した経営を行うことで、企業規模のみの追求ではなく、売上高利益率の向上と総資産の効率的な活用を意識した事業運営を志向し、筋肉質な企業集団を形成すべく努めております。

当連結会計年度は、配当後の内部留保等により純資産及び総資産が増加したためROA（総資産利益率）は5.3%（前期比0.2ポイント減少）となりました。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 販売店契約について

当社グループは、それぞれの取扱いブランドのインポーターとの間で正規ディーラー契約を締結して業務を行っております。これらインポーターとの取引関係は良好であります。

しかしながら、何らかの事由により販売店契約等が継続できなくなった場合には、正規ディーラーとしての業務ができなくなり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) マーケットの環境について

当社グループは、国産中古車販売を中心とした「国産車販売事業」、欧米の複数の有名ブランドを扱う「輸入車ディーラー事業」からなり、1ブランドの販売動向に左右されにくい経営体制を構築しております。

しかしながら、当社グループは、メーカーの主導により実施されるニューモデル・モデルチェンジの発表・発売、メーカーによる自動車リコールや重大な不正等による買い控え、メーカーの供給体制の動向等に大きく影響を受けます。これらマーケット環境の変化が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保と育成について

当社グループが安定して成長していくためには、優秀な人材を確保し育成することが必須であり、当社グループでは、新卒採用活動の強化のほか、中途採用活動も積極的に行いセールス・メカニック社員を中心とした人材確保を図っております。

しかしながら、少子化進展に伴い、今後、予想以上に人材獲得競争が激化し、優秀な人材が十分に確保出来ない、あるいは採用コストが増加する可能性があります。人材の確保が難しい場合、スキルやノウハウの円滑な継承が行われず、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害に関するリスク・新型コロナウイルス感染症等の非常事態について

当社グループは、大地震等の大規模自然災害の発生に備え、安否確認システムの導入、BCPの策定による各種対策を講じております。

しかしながら、当社グループは、東京都町田市を中心に南関東地域に主要な店舗を有しております。今後、首都直下型の大規模地震等が発生した場合には、在庫商品や日常の営業活動に支障をきたし、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症等の拡大のような地球規模での非常事態が発生した場合、行動規制による販売の減少、海外のロックダウン、メーカー工場の休業等による供給遅延等により、当社グループの事業運営そのものが困難になった場合、当社グループの業績及び財政状況に大きな影響を与える可能性があります。

(5) 法的規制について

当社グループは、古物営業法に基づき、古物取扱業者として各都道府県の公安委員会より許可を受けて中古車両の販売及び買取を行っております。また、当社グループの店舗に併設された自動車整備工場は、道路運送車両法に基づき認証及び指定を受けております。このほか、自動車の登録・回送、使用済自動車の引取、保険の募集等の業務や、自動車に係る各種税金等についても、種々の法令や規則により規制を受けております。今後これらの法令・規則等の改廃や、新たな法的規制が設けられる場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、各種業界団体への加盟等により、必要な情報を的確に収集し、各種法令遵守に向けた社員教育及び体制整備に努めております。

(6) 情報の取扱いについて

当社グループが取り扱う個人情報や機密情報については、社内規程や体制を整備し、厳格な取得・管理を行っております。

しかしながら、これらの情報が不正や過失等により外部に流出した場合には、当社グループに対する信頼の低下をもたらす、業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、経済活動と個人消費が停滞致しました。2020年6月以降、経済活動の再開に伴い一部景気の持ち直しの動きも見られましたが、感染症拡大により再び緊急事態宣言が発令されるなど、未だ終息時期の見通しが立っておらず、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

自動車販売業界におきましては、年度を通しての軽自動車を含めた新車の登録台数は、464万台（前期比7.5%減少）となりました。国産中古車マーケットにつきましては、軽自動車を含めた中古車登録台数は689万台（同0.3%減少）、外国メーカー車の新車登録台数は、25万台（同12.5%減少）となりました。

このような状況下、当社グループの財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ3,689百万円増加し、74,822百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ628百万円増加し、25,987百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ3,061百万円増加し、48,834百万円となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高116,659百万円（前期比16.7%増加）、営業利益6,039百万円（同11.2%増加）、経常利益6,250百万円（同11.5%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益3,887百万円（同4.6%増加）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	国産車販売事業		輸入車ディーラー事業	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益
2021年3月期	36,583	2,326	80,076	3,292
2020年3月期	35,963	2,598	64,020	2,551
増減率	1.7 %	10.5 %	25.1 %	29.1 %

（国産車販売事業）

国産車販売事業におきましては、2021年3月期第1四半期（2020年4月～6月）、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の行動規制の影響により小売販売台数が大幅に減少致しました。2020年7月以降、小売販売は前年を上回る水準まで回復致しましたが、年度を通しては、売上高は、前連結会計年度に対し1.7%増の36,583百万円に留まりました。

利益面では、2021年3月期第1四半期（2020年4月～6月）、小売価格の下落により1台当たりの利益が減少致しました。また、7月以降秋口に向けオークション市場の車両価格が高騰し仕入原価が上昇したため売上総利益が減少致しました。その結果、セグメントの利益は、前連結会計年度比10.5%減少の2,326百万円となりました。

（輸入車ディーラー事業）

輸入車ディーラー事業におきましては、2021年3月期第1四半期（2020年4月～6月）、国産車販売事業同様、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の行動規制の影響により小売販売台数が大幅に減少致しました。2020年7月以降は、小売販売は前年を上回る水準まで回復し、前連結会計年度に連結子会社化した株式会社シュテルン横浜東と、前連結会計年度に開設した新店3店舗の売上が年間寄与したこともあり、売上高は、前連結会計年度比25.1%増の80,076百万円となりました。

セグメントの利益は、増収の効果と利益単価が順調に増加したこともあり、前連結会計年度比29.1%増の3,292百万円となりました。

c. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、企業規模のみの追及ではなく、売上高利益率の向上と総資産の効率的な活用を意識した事業運営を志向しROA（総資産利益率）を重要指標として位置付けております。当連結会計年度は、内部留保等により純資産及び総資産が増加したためROA（総資産利益率）は5.3%（前期比0.2ポイント減少）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高（以下「資金」という。）は、15,465百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、11,033百万円（前期比8,535百万円増加）となりました。

主な増加要因は、たな卸資産の減少2,134百万円（前期は3,919百万円の増加）、その他の増加2,864百万円（前期は92百万円の減少）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、3,004百万円（前期比3,489百万円減少）となりました。

支出減少の主な要因は、前期は、新規連結子会社の取得による支出3,407百万円が計上されていたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、財務収支は2,514百万円の支出超過（前期は1,867百万円の収入超過）となりました。

支出超過の主な要因は、長期借入れによる収入2,146百万円（前期比4,349百万円減少）がありましたが、長期借入金の返済による支出3,427百万円（同97百万円増加）、配当金の支払額1,164百万円（同89百万円減少）によるものであります。

仕入及び販売の実績

a. 仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
国産車販売事業	26,407	0.6
輸入車ディーラー事業	71,447	1.1
合計	97,854	0.7

（注）1. セグメント間の取引につきましては、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 販売実績

当連結会計年度の販売状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
国産車販売事業	36,583	1.7
輸入車ディーラー事業	80,076	25.1
合計	116,659	16.7

（注）1. セグメント間の取引につきましては、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、以下の記述のうち将来に関する部分は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等

a. 経営成績

売上高は、前期に比べ16,675百万円増加の116,659百万円(16.7%増加)となりました。

このうち、商品売上高は、前期に比べ14,218百万円増加の96,709百万円(17.2%増加)となりました。修理売上高は、前期に比べ2,358百万円増加の12,274百万円(23.8%増加)となりました。また、手数料収入は、前期に比べ98百万円増加の7,674百万円(1.3%増加)となりました。

売上原価は、前期に比べ14,336百万円増加の96,022百万円(17.6%増加)となりました。

販売費及び一般管理費は、前期に比べ1,729百万円増加の14,597百万円(13.4%増加)となりました。経費率は、12.5%と前期に比べ0.4ポイント減少致しました。

営業利益は、前期に比べ608百万円増加の6,039百万円(11.2%増加)となり、営業利益率は、前期に比べ0.2ポイント減少し5.2%となりました。

営業外損益は、純収益が前期に比べ33百万円増加の211百万円となり、経常利益は、前期に比べ642百万円増加の6,250百万円(11.5%増加)となりました。

特別損益は、一部店舗の減損損失を計上したことにより、220百万円の純損失となり、税金等調整前当期純利益は、前期に比べ421百万円増加の6,029百万円(7.5%増加)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ172百万円増加の3,887百万円(4.6%増加)となりました。

b. 財政状態

総資産は、74,822百万円(前年度末比3,689百万円増加)となりました。これは主に、商品及び製品が3,095百万円減少いたしました。現金及び預金が5,514百万円、土地が1,537百万円増加したことによるものであります。

負債は、25,987百万円(同628百万円増加)となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金607百万円、長期借入金674百万円減少いたしました。その他流動負債が2,446百万円増加したことによるものであります。

純資産は、48,834百万円(同3,061百万円増加)となりました。これは主に、利益剰余金が2,724百万円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・財務内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

a. 資金需要

当社グループの事業活動における運転資金需要の主なものは車両商品仕入れであります。また、設備資金需要としては店舗の新規出店、集客力アップのためのリニューアル等の店舗投資、ビジネス拡大・収益力強化を図るための株式取得(子会社化)等があります。なお、株主への利益還元を経営の重要政策の1つとして位置づけており、企業価値向上のための内部留保を確保しつつ、当面連結配当性向30%を目途として、業績に応じた配当を行っております。

b. 財務政策

当社グループは、事業の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金の活用及び金融機関からの借入により資金調達をおこなっており、運転資金及び設備資金につきましては、当社において一元管理しております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は15,465百万円、借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は12,871百万円となっており、現状、金融機関からの借入はありますが、現金及び現金同等物の残高が借入金を超過しております。今後も、収益力強化による更なる営業キャッシュ・フローの積上げを図り、強固な財務体質の構築に努めてまいります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

業務提携契約

契約年月日	契約先	契約内容	契約期間
2017年4月1日	メルセデス・ベンツ日本(株)	販売店契約 メルセデス・ベンツ車、スマート車及び部用品の供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2017年4月1日から 2018年3月31日までとし、以後自動更新
2020年4月1日	フォルクスワーゲングループ ジャパン(株)	取引基本契約 フォルクスワーゲン車及び部用品の供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2020年4月1日から 2023年3月31日まで
2018年1月1日	ゼネラルモーターズ・ ジャパン(株)	ディーラー契約 ゼネラルモーターズ車及び部用品の供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2018年1月1日から 2021年12月31日まで
2019年1月1日	ビー・エム・ダブリュー(株)	正規ディーラー契約 BMW車及び部用品の供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2019年1月1日から 2023年12月31日まで
2018年1月1日	FCAジャパン(株)	販売店契約 ジープ車及び部用品の供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2018年1月1日から 2018年12月31日までとし、以後自動更新

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、総額2,969百万円の設備投資を実施致しました。主なものは、グループ事業用地購入1,328百万円、輸入車ディーラー事業新店舗924百万円及び国産車販売事業新店舗・店舗リニューアル418百万円であります。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1)提出会社

(2021年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	工具・器 具・備品 (百万円)		合計 (百万円)
(株)ケーユー 本店 (東京都町田市)	全社 (共通)	賃貸 設備	1,924	0	5,310 (17,096.15) [-]	10	7,245	- (-)
(株)ケーユー 秦野店 (神奈川県秦野市)	同上	賃貸 設備	-	-	120 (885.00) [-]	-	120	- (-)
(株)ケーユー 千葉ニュータウン店 (千葉県印西市)	同上	賃貸 設備	127	-	- (-) [8,591.69]	0	127	- (-)
(株)ケーユー 佐野店 (栃木県佐野市)	同上	賃貸 設備	18	-	144 (2,481.81) [-]	-	163	- (-)
(株)ケーユー 湘南戸塚店 (横浜市戸塚区)	同上	賃貸 設備	59	-	913 (4,659.17) [-]	-	972	- (-)
(株)ケーユー 函館店 (北海道函館市)	同上	賃貸 設備	107	-	307 (4,370.03) [-]	-	414	- (-)
(株)シュテルン世田谷 メルセデス・ベンツ東名横浜 (東京都町田市)	同上	賃貸 設備	-	-	347 (1,972.71) [-]	-	347	- (-)
(株)シュテルン世田谷 メルセデス・ベンツ世田谷南 サーティファイドカーセンター (東京都世田谷区)	同上	賃貸 設備	156	-	879 (1,134.79) [-]	-	1,036	- (-)
(株)シュテルン世田谷 メルセデス・ベンツあざみ野 (横浜市青葉区)	同上	賃貸 設備	94	-	1,710 (3,679.36) [-]	0	1,805	- (-)
(株)シュテルン世田谷 メルセデス・ベンツ東名静岡 (静岡市駿河区)	同上	賃貸 設備	314	-	- (-) [5,314.72]	-	314	- (-)
(株)シュテルン世田谷 メルセデス・ベンツ新百合ヶ丘 (川崎市麻生区)	同上	賃貸 設備	5	-	2,007 (6,944.09) [-]	-	2,013	- (-)
(株)シュテルン世田谷 メルセデス・ベンツ多摩 (東京都多摩市)	同上	賃貸 設備	556	-	364 (2,237.16) [-]	0	922	- (-)
(株)シュテルン世田谷 メルセデス・ベンツ横須賀 (神奈川県横須賀市)	同上	賃貸 設備	371	0	- (-) [4,586.92]	0	372	- (-)
(株)シュテルン世田谷 メルセデス・ベンツ港南台 (横浜市港南区)	同上	賃貸 設備	941	-	631 (1,634.62) [-]	1	1,574	- (-)
(株)モトーレン東名横浜 東名横浜本店及びMINI東名横浜 (東京都町田市)	同上	賃貸 設備	225	-	650 (2,649.42) [-]	-	876	- (-)
(株)モトーレン東名横浜 BMW Premium Selection 東名横浜 (東京都町田市)	同上	賃貸 設備	134	-	1,050 (3,723.56) [-]	0	1,184	- (-)
(株)モトーレン東名横浜 調布支店 BMW Premium Selection 調布 (東京都調布市)	同上	賃貸 設備	485	-	1,414 (2,214.43) [6.61]	2	1,902	- (-)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	工具・器 具・備品 (百万円)		合計 (百万円)
(株)ファイブスター東名横浜 ジープ東名横浜 キャデラック・シボレー東名横浜 (東京都町田市)	同上	賃貸 設備	191	-	421 (3,969.40) [-]	-	613	- (-)
(株)ファイブスター東名横浜 ジープ相模原 キャデラック・シボレー相模原 (相模原市中央区)	同上	賃貸 設備	125	-	514 (2,665.34) [-]	-	639	- (-)
(株)ファイブスター東名横浜 フォルクスワーゲン相模原橋本 (相模原市緑区)	同上	賃貸 設備	75	-	- (-) [2,123.40]	-	75	- (-)
(株)ファイブスター東名横浜 ジープ新百合ヶ丘 (川崎市麻生区)	同上	賃貸 設備	465	-	- (-) [2,240.24]	1	467	- (-)
(株)RSケーユー ハーレーダビッドソン相模原 (相模原市南区)	同上	賃貸 設備	81	-	- (-) [1,536.05]	-	81	- (-)

(2)子会社

(2021年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	工具・器 具・備品 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)ケーユー (注)4	本店 (東京都町田市)	国産車 販売事業	管理設備 販売設備 修理設備	30	11	- (-) [20,239.15]	6	48	157 (63)
(株)ケーユー	八王子店 (東京都八王子市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	51	1	- (-) [3,010.06]	0	53	12 (6)
(株)ケーユー	東大和店 (東京都東大和市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	6	1	- (-) [3,684.00]	0	8	9 (10)
(株)ケーユー	相模原西店 (相模原市南区)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	111	3	- (-) [2,629.70]	3	118	9 (7)
(株)ケーユー	横須賀店 (神奈川県横須賀市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	12	2	- (-) [1,929.17]	0	15	8 (5)
(株)ケーユー (注)4	秦野店 (神奈川県秦野市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	42	3	- (-) [5,292.10]	0	46	22 (9)
(株)ケーユー	千葉店 (千葉市中央区)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	56	5	298 (7,765.70) [-]	0	360	13 (7)
(株)ケーユー	久喜白岡店 (埼玉県白岡市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	17	1	- (-) [3,022.00]	1	20	11 (7)
(株)ケーユー	宇都宮インターパーク店 (栃木県宇都宮市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	8	1	- (-) [6,611.71]	1	11	17 (6)
(株)ケーユー	三郷インター店 (埼玉県三郷市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	14	1	- (-) [5,564.12]	0	16	11 (4)
(株)ケーユー (注)4	千葉ニュータウン店 (千葉県印西市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	8	1	- (-) [8,591.69]	0	11	20 (9)
(株)ケーユー	菖蒲店 (埼玉県久喜市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	9	1	- (-) [2,324.92]	0	10	9 (5)
(株)ケーユー (注)4	佐野店 (栃木県佐野市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	10	1	- (-) [2,481.81]	0	12	8 (5)
(株)ケーユー	仙台東店 (仙台市泉区)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	36	1	- (-) [3,417.37]	0	37	8 (3)
(株)ケーユー	仙台若林店 (仙台市若林区)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	11	0	- (-) [6,488.42]	1	13	12 (8)
(株)ケーユー (注)4	湘南戸塚店 (横浜市戸塚区)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	11	3	- (-) [4,659.17]	0	16	16 (8)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	工具・器 具・備品 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)ケーユー	盛岡南店 (岩手県盛岡市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	58	2	- (-) [1,881.93]	0	60	9 (3)
(株)ケーユー	秋田南店 (秋田県秋田市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	65	4	- (-) [2,521.28]	0	70	14 (4)
(株)ケーユー	金沢野々市店 (石川県野々市市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	82	2	- (-) [3,085.00]	0	85	8 (6)
(株)ケーユー	青森八戸店 (青森県八戸市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	87	2	- (-) [3,100.09]	0	91	10 (3)
(株)ケーユー	山形西バイパス店 (山形県山形市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	89	2	- (-) [3,148.06]	0	93	11 (4)
(株)ケーユー	函館店 (北海道函館市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	7	4	- (-) [4,370.03]	1	13	10 (3)
(株)ケーユー	富山インター店 (富山県富山市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	0	0	- (-) [4,149.82]	0	0	8 (4)
(株)ケーユー	旭川店 (北海道旭川市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	113	5	- (-) [4,755.53]	1	120	11 (3)
(株)ケーユー	高岡店 (富山県高岡市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	0	0	- (-) [4,831.00]	0	0	8 (3)
(株)ケーユー	山形鶴岡店 (山形県鶴岡市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	128	3	- (-) [4,300.37]	2	134	9 (4)
(株)ケーユー	新潟女池店 (新潟市中央区)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	105	4	- (-) [2,755.10]	2	112	8 (5)
(株)ケーユー	湘南平塚店 (神奈川県平塚市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	132	4	- (-) [2,294.00]	2	138	8 (3)
(株)ケーユー	帯広店 (北海道帯広市)	国産車 販売事業	販売設備 修理設備	183	7	- (-) [3,712.15]	4	195	8 (2)
(株)シュテル ン世田谷 (注)4	メルセデス・ベンツ東名横浜 (東京都町田市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	438	308	120 (507.09) [1,972.71]	8	874	70 (9)
(株)シュテル ン世田谷	メルセデス・ベンツ世田谷南 (東京都世田谷区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	417	224	718 (1,262.46) [-]	6	1,366	44 (17)
(株)シュテル ン世田谷 (注)4	メルセデス・ベンツ世田谷南 サーティファイドカー センター (東京都世田谷区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	1	4	- (-) [1,134.79]	2	8	11 (3)
(株)シュテル ン世田谷 (注)4	メルセデス・ベンツあざみ野 (横浜市青葉区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	80	255	- (-) [3,679.36]	5	340	54 (11)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	工具・器 具・備品 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)シュテル ン世田谷 (注)4	メルセデス・ベンツ東名静岡 (静岡市駿河区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	5	151	- (-) [5,314.72]	3	160	26 (12)
(株)シュテル ン世田谷 (注)4	メルセデス・ベンツ横須賀 (神奈川県横須賀市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	6	119	- (-) [4,586.92]	21	146	27 (1)
(株)シュテル ン世田谷 (注)4	メルセデス・ベンツ新百合ヶ丘 (川崎市麻生区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	582	124	- (-) [6,944.09]	6	714	30 (5)
(株)シュテル ン世田谷	AMG東京世田谷 (東京都世田谷区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	285	25	- (-) [887.00]	13	325	8 (1)
(株)シュテル ン世田谷 (注)4	メルセデス・ベンツ多摩 (東京都多摩市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	7	142	- (-) [2,237.16]	9	159	30 (5)
(株)シュテル ン世田谷 (注)4	メルセデス・ベンツ港南台 (横浜市港南区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	6	119	- (-) [1,634.62]	28	155	27 (3)
(株)シュテル ン世田谷	メルセデス・ベンツ逗子 (神奈川県逗子市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	103	92	218 (1,287.88) [-]	5	421	16 (2)
(株)シュテル ン横浜東	メルセデス・ベンツ横浜東 (横浜市神奈川区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	47	151	- (-) [-]	19	217	30 (4)
(株)シュテル ン横浜東	メルセデス・ベンツ横浜東 サーティファイド カーセンター (横浜市神奈川区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	99	2	13 (1,220.04) [-]	2	116	8 (-)
(株)シュテル ン横浜東	メルセデス・ベンツ日吉 (横浜市港北区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	103	109	- (-) [1,382.43]	3	215	18 (2)
(株)シュテル ン横浜東	メルセデス・ベンツ藤沢 (神奈川県藤沢市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	179	145	50 (990.88) [799.21]	2	376	23 (4)
(株)モトーレ ン東名横浜 (注)4	東名横浜本店及び MINI東名横浜 (東京都町田市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	89	264	- (-) [2,807.50]	18	372	39 (6)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	工具・器 具・備品 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)モトーレン東名横浜 (注)4	横浜三ツ沢支店 (横浜市神奈川区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	260	112	- (-) [698.67]	17	390	29 (9)
(株)モトーレン東名横浜	横須賀支店 (神奈川県横須賀市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	0	72	- (-) [1,154.15]	0	73	16 (8)
(株)モトーレン東名横浜	町田鶴川支店、 MINI町田鶴川及び BMW Premium Selection 町田鶴川 (東京都町田市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備	619	173	126 (835.04) [3,399.35]	28	947	44 (4)
(株)モトーレン東名横浜 (注)4	調布支店 BMW Premium Selection 調布 (東京都調布市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備	14	96	- (-) [2,214.43]	32	142	24 (3)
(株)モトーレン東名横浜 (注)4	BMW Premium Selection 東名横浜 (東京都町田市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	28	43	- (-) [3,723.56]	8	81	20 (6)
(株)ファイブスター東名横浜 (注)4	ジープ東名横浜 キャデラック・シボレー 東名横浜 (東京都町田市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	2	87	- (-) [4,713.99]	6	96	21 (14)
(株)ファイブスター東名横浜 (注)4	ジープ相模原 キャデラック・シボレー 相模原 (相模原市中央区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	4	74	- (-) [2,665.34]	1	80	21 (6)
(株)ファイブスター東名横浜 (注)4	ジープ新百合ヶ丘 (相模原市中央区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	31	39	- (-) [2,240.24]	9	80	10 (5)
(株)ファイブスター東名横浜 (注)4	フォルクスワーゲン相模原 橋本 (相模原市緑区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	35	35	- (-) [2,123.40]	2	73	17 (5)
(株)ファイブスター東名横浜	フォルクスワーゲン大和 (神奈川県大和市)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	181	58	- (-) [2,580.00]	0	241	19 (7)
(株)RSケーユー (注)4	ハーレーダビッドソン相模原 (相模原市南区)	輸入車 ディー ラー事業	販売設備 修理設備	0	4	- (-) [1,536.05]	0	4	6 (1)

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. []内は賃借中の面積を示し外数表示しております。土地及び建物等の年間賃借料は999百万円であります。

3. 従業員数の()内は臨時従業員数を示し外数表示しております。

4. 子会社(株)ケーユー、(株)シュテルン世田谷、(株)モトーレン東名横浜、(株)ファイブスター東名横浜及び(株)RSケーユーは、土地及び建物等を提出会社より賃借しております。

5. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1)設備の新設計画

セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
国産車販売事業	販売設備 修理施設	182	89	自己資金	2021年3月	2021年7月
輸入車ディーラー事業	販売設備 修理施設	1,856	895	自己資金	2020年7月	2021年10月

(2)設備の除却計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	44,126,024	44,126,024	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	44,126,024	44,126,024	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 2007年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2007年9月20日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8名 当社執行役員及び当社子会社取締役ならびに当社子会社執行役員 3名
新株予約権の数(個)	260
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 52,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5(注)1
新株予約権の行使期間	自 2007年10月2日 至 2037年10月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日間に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

b. 2008年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2008年7月17日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社子会社取締役ならびに当社子会社執行役員 3名
新株予約権の数(個)	310
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 62,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5(注)1
新株予約権の行使期間	自 2008年9月2日 至 2038年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

c. 2009年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2009年6月24日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社子会社取締役ならびに当社子会社執行役員 3名
新株予約権の数(個)	310
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 62,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5(注)1
新株予約権の行使期間	自 2009年8月1日 至 2039年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

d. 2010年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2010年6月28日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 4名
新株予約権の数(個)	590
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 118,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5(注)1
新株予約権の行使期間	自 2010年8月1日 至 2040年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

e. 2011年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2011年6月28日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 4名
新株予約権の数(個)	590
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 118,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5(注)1
新株予約権の行使期間	自 2011年8月1日 至 2041年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

f. 2012年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2012年6月27日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 4名
新株予約権の数(個)	590
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 118,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5(注)1
新株予約権の行使期間	自 2012年8月1日 至 2042年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

g. 2013年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2013年6月26日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8名 当社子会社取締役ならびに当社子会社執行役員 3名
新株予約権の数(個)	590
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 118,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5(注)1
新株予約権の行使期間	自 2013年8月1日 至 2043年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によつてのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

h. 2014年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2014年6月26日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8名 当社子会社執行役員 4名
新株予約権の数(個)	1,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 130,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2014年8月1日 至 2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

i. 2015年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2015年6月25日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社子会社取締役ならびに当社子会社執行役員 3名
新株予約権の数(個)	1,420
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 142,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2015年8月1日 至 2045年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

j. 2016年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2016年6月28日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8名 当社子会社取締役 1名
新株予約権の数(個)	1,405
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 140,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2016年8月1日 至 2046年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

k. 2017年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2017年7月20日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社子会社取締役 1名
新株予約権の数(個)	1,405
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 140,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2017年9月1日 至 2047年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

1. 2018年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2018年6月26日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社子会社取締役 2名
新株予約権の数(個)	1,457
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 145,700(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2018年8月19日 至 2048年8月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

m. 2019年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2019年6月25日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5名 当社子会社取締役 5名
新株予約権の数(個)	1,875
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 187,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2019年8月17日 至 2049年8月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

n. 2020年ストックオプション

	事業年度末現在 (2021年3月31日)
決議年月日	2020年6月25日
投資対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5名 当社子会社取締役 5名
新株予約権の数(個)	1,875
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 187,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2020年8月20日 至 2050年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末日現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 2014年6月1日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

3. 会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとします。

4. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

新株予約権の目的である株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、上記（注）2. に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、上記（注）2. に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年8月1日 (注)	-	44,126,024	6,221	100	-	6,439

(注) 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

(2021年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	22	26	51	55	2	3,675	3,831	-
所有 株式数 (単元)	-	80,444	1,081	131,046	31,024	3	197,599	441,197	6,324
所有株式 数の割合 (%)	-	18.23	0.25	29.70	7.03	0.00	44.79	100.0	-

(注) 1. 自己株式12,601,460株は、「個人その他」に126,014単元及び「単元未満株式の状況」に60株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ26単元及び88株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2021年 3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
(有)ヤマサン	東京都町田市鶴間3丁目15-3	11,884	37.70
損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1丁目26番-1	2,754	8.74
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	2,032	6.45
井上 順子	東京都町田市	1,284	4.08
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	882	2.80
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	871	2.76
井上 恵博	東京都町田市	785	2.49
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番-3	687	2.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 (株)みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON, MA 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	600	1.90
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	600	1.90
計	-	22,383	71.00

(注) 上記(株)日本カストディ銀行の所有株式のうち信託業務に係る株式数は870千株、日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式のうち信託業務に係る株式数は649千株であります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

(2021年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 12,601,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,518,300	315,183	-
単元未満株式	普通株式 6,324	-	-
発行済株式総数	44,126,024	-	-
総株主の議決権	-	315,183	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,600株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数26個が含まれております。
2. 「単元未満株」には、当社所有の自己株式60株が含まれております。

【自己株式等】

(2021年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(株)ケーユーホールディングス	東京都町田市鶴間 八丁目17番1号	12,601,400	-	12,601,400	28.56
計	-	12,601,400	-	12,601,400	28.56

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	21	20,055
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	100,000	35,800,000	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	18,000	6,444,000	-	-
保有自己株式数	12,601,460	-	12,601,460	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つと位置付けており、企業価値向上のための内部留保を確保しつつ、当面連結配当性向30%を目途とし、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期における期末配当金は、普通配当31円とし、第2四半期配当10円と合わせて年間で41円とすることを決定致しました。内部留保につきましては、将来の企業価値向上のための新店舗の建設や既存店舗の改装等に充当致します。

当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定め、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。また、会社法第459条第1項の規定に基づき、定款において剰余金の配当を取締役会の決議により行うことが可能となっておりますが、配当の決定機関は、原則として中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会としております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年11月12日 取締役会決議	315	10.00
2021年6月24日 定時株主総会決議	977	31.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、取締役会の活性化と監査等委員会の機能強化及び内部監査の充実を通じ、経営の効率性、透明性、健全性を向上させ、継続的な企業価値の向上を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

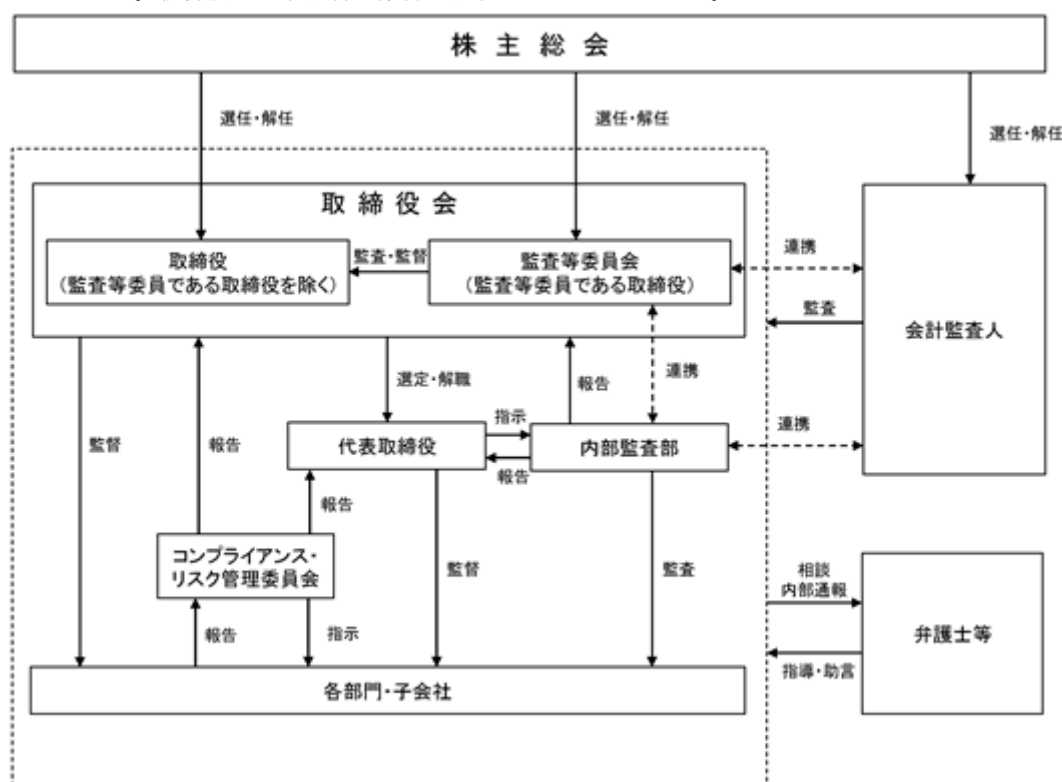
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社グループは、純粋持株会社体制を導入しております。

持株会社がグループの経営戦略ならびに事業の監督を行い、事業会社は事業に専念することにより、役割分担と責任・権限を明確にし、それぞれの機能の専門性を高めるため、上記体制を採用しております。

イ．会社の機関・内部統制の関係

2020年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。移行後の企業統治の体制は以下のとおりであります。



ロ．取締役会

当社の取締役会は、その意思決定の妥当性・適正性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち社外取締役1名）、及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、法令で定めた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、代表取締役及び業務執行部門を監督しております。

代表取締役会長兼社長 井上恵博が議長を務めております。その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、代表取締役副社長 板東徹行、代表取締役副社長 井上久尚、取締役 長澤伸二、取締役 稲垣正義、社外取締役 平本和生の取締役6名となります。

ハ．監査等委員会

当社の監査等委員は、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するため、常勤監査等委員である取締役 萩原博文が議長を務め、社外取締役 細野泰司、社外取締役 竹生田尚重、社外取締役 浅野雅雄の4名で構成され、監査等委員会を原則として毎月1回開催しております。

ニ．内部監査部

内部監査は、業務執行部門から独立し、経営者直属の内部監査部によって行われ、内部監査部は3名で構成されております。

企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、その基本方針の制定、改定を取締役会で決議しております。

当社のリスク管理体制は、グループ会社を含む全社的なリスクを把握・評価し適切な対応を行うために、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図っております。また、リスク管理の実効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）をリスク管理総括責任者に任命し、グループのリスク管理の一元化を図っております。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜（緊急の場合は直ちに）社長及び必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものとし、また災害をはじめとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備しております。

また、当社は、子会社の業務の適正を確保するため持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

当社の常勤監査等委員である取締役 萩原博文は、グループ各社の監査役を兼務しているほか、内部監査部が定期的にグループ各社を監査する等グループの業務の適正を確保する体制を整備しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が役員としての業務を行った行為に起因して、株主代表訴訟や第三者訴訟等により損害賠償請求を受けた場合において、損害賠償金・争訟費用を負担する事によって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任及び解任の株主総会決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

ロ．取締役の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役、監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待された役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

ハ．剰余金の配当等

当社は、会社法第459条第1項各号に定める規定により、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めておりますが、配当の決定機関は、原則として中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会としております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長	井上 恵博	1936年7月22日生	1972年10月 当社を設立、取締役 1974年12月 当社代表取締役社長 1988年6月 ㈱ビ・ケーユー(現㈱シュテルン 世田谷)代表取締役社長 2001年3月 当社代表取締役会長兼社長(現 任) 2004年6月 ㈱シュテルン世田谷代表取締役会 長(現任) 2004年11月 ㈱モトーレン東名横浜代表取締役 会長(現任) 2007年10月 ㈱ケーユー代表取締役会長兼社長 2008年6月 ㈱ファイブスター世田谷(現㈱ ファイブスター東名横浜)代表取 締役会長(現任) 2010年6月 ㈱ケーユー代表取締役会長(現 任) 2012年8月 ㈱RSケーユー代表取締役会長 (現任) 2020年1月 ㈱シュテルン横浜東代表取締役会 長(現任)	(注)4	785
代表取締役 副社長	板東 徹行	1962年3月2日生	2003年1月 ㈱シュテルン世田谷入社専務取締 役 2003年1月 当社入社専務執行役員 2004年6月 ㈱シュテルン世田谷代表取締役社 長(現任) 2004年7月 当社副社長執行役員 2004年12月 ㈱タウ取締役 2005年6月 ㈱モトーレン東名横浜取締役 2007年6月 当社取締役副社長執行役員 2007年10月 当社代表取締役副社長(現任) 2008年6月 ㈱ファイブスター世田谷(現㈱ ファイブスター東名横浜)代表取 締役社長(現任) 2010年6月 ㈱モトーレン東名横浜代表取締役 社長(現任) 2012年8月 ㈱RSケーユー代表取締役社長 (現任) 2020年1月 ㈱シュテルン横浜東代表取締役社 長(現任)	(注)4	403
代表取締役 副社長	井上 久尚	1968年5月6日生	2000年7月 当社入社 2001年6月 当社執行役員 2002年6月 当社常務取締役 2003年6月 当社専務取締役 2004年11月 ㈱モトーレン東名横浜取締役(現 任) 2005年7月 当社代表取締役副社長執行役員 2007年10月 ㈱ケーユー代表取締役副社長執行 役員 当社代表取締役副社長(現任) 2009年1月 ㈱ファーレン神奈川中央(現㈱ ファイブスター東名横浜)取締役 (現任) 2010年6月 ㈱ケーユー代表取締役社長(現 任) 2012年8月 ㈱RSケーユー取締役(現任)	(注)4	510

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	平本 和生	1945年10月16日生	1969年4月 ㈱東京放送(現㈱TBSホールディングス)入社 2003年6月 ㈱東京放送(現㈱TBSホールディングス)取締役 2009年6月 ㈱B S - T B S代表取締役社長 2014年6月 ㈱B S - T B S取締役会長 ㈱TBSテレビ顧問(現任) 2017年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 ㈱ノジマ取締役(現任)	(注)4	-
取締役執行役員 経理企画部長	長澤 伸二	1962年4月17日生	2017年5月 当社入社 経理担当部長 2017年11月 当社経理部長 2018年6月 当社取締役執行役員経理部長 2021年6月 当社取締役執行役員経理企画部長 (現任)	(注)4	8
取締役常務執行役員	稲垣 正義	1965年1月2日生	1987年4月 当社入社 2007年6月 当社取締役 2007年10月 当社取締役店舗開発部長 2014年6月 当社取締役執行役員店舗開発部長 2014年9月 当社取締役執行役員店舗開発部長 兼ケーユー管理部長 2016年6月 当社取締役執行役員総合企画部長 2017年4月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)4	65
取締役 (常勤監査等委員)	萩原 博文	1964年6月16日生	2002年10月 当社入社 2003年4月 総務部次長 2010年4月 ケーユー管理部管理グループ 2012年6月 当社常勤監査役 2020年6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任)	(注)5	42
取締役 (監査等委員)	細野 泰司	1948年2月10日生	1970年5月 (有)細野コンクリート(現細野コンクリート㈱)を設立し、代表取締役(現任) 1984年8月 ㈱細野商事を設立し、代表取締役(現任) 1986年12月 細野運輸㈱を設立し、代表取締役(現任) 1992年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	竹生田 尚重	1936年5月10日生	1960年4月 日製産業㈱(現㈱日立ハイテク)入社 1995年9月 ㈱藤田製作所入社 1996年4月 ㈱藤田製作所常務取締役 2013年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	浅野 雅雄	1946年4月7日生	1969年4月 ㈱横浜銀行入社 1998年9月 ㈱文教堂(現㈱文教堂グループホールディングス)入社経理部長 2005年11月 ㈱文教堂(現㈱文教堂グループホールディングス)専務取締役専務執行役員財務・経理担当 2007年11月 ㈱文教堂(現㈱文教堂グループホールディングス)常勤監査役 2008年6月 シコー㈱入社顧問 2013年5月 新シコー科技㈱(現 新思考電機㈱)入社顧問 2015年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
計					1,816

- (注) 1. 代表取締役副社長板東徹行は、代表取締役会長兼社長井上恵博の長女の配偶者であります。
2. 代表取締役副社長井上久尚は、代表取締役会長兼社長井上恵博の長男であります。
3. 取締役平本和生、細野泰司、竹生田尚重及び浅野雅雄は、社外取締役であります。
4. 2021年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 2020年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
6. 2020年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

社外役員の状況

当社は社外取締役1名、監査等委員である社外取締役3名を選任しております。

社外取締役平本和生は、企業経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、その経験・識見から業務全般にわたる助言、指摘を期待し選任したものであります。

監査等委員である社外取締役細野泰司は、細野運輸(株)等の代表取締役であります。当社と同社間には特別な関係はありません。同氏は、企業経営者としての幅広い経験と高い知見に基づき、独立した客観的な立場から会社の業務執行に対するチェックを期待し選任したものであります。

監査等委員である社外取締役竹生田尚重は、他社での取締役としての経験を活かし、業務全般にわたる助言を期待し選任したものであります。

監査等委員である社外取締役浅野雅雄は、銀行業務に加え他社での経理・財務担当役員としての経験から、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。また、他社での取締役としての経験を活かし、業務全般にわたる助言を期待し選任したものであります。

社外役員と当社グループとの間に取引関係その他利害関係はなく、その独立性は十分に確保されております。外部の有識経験者であり、第三者の立場から経営意思決定に対し、適宜適切なアドバイスをしております。

また、当社は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準を充足するほか、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を持ち、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を独立役員に選任するものとしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役1名に加え、監査等委員4名中の3名を社外取締役とすることで経営監視機能を強化しております。

監査等委員である社外取締役は、会計監査人から会計監査結果についての説明を定期的に受けるとともに、適宜情報の交換を行っております。毎月開催する監査等委員会では、萩原取締役(常勤監査等委員)が、グループ各社の主要な会議に出席して得た内容や、内部監査部が毎月開催する監査結果報告会の結果について、萩原取締役(常勤監査等委員)より報告があり情報連携の仕組みが構築されております。

また、内部監査部は、監査計画、グループ各社の法令等の遵守状況等の臨店結果を、四半期に1回取締役会に報告を行っており、社外取締役とも情報交換を行っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会の状況

2020年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員会は、社外取締役（監査等委員）3名を含む4名で構成され、原則として毎月1回開催しております。

当事業年度において監査等委員会を10回開催しており、個々の監査等委員会への出席状況につきましては、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
萩原 博文	10回	10回
細野 泰司	10回	7回
竹生田 尚重	10回	9回
浅野 雅雄	10回	9回

監査等委員会は、内部統制システムの構築及び運用状況、コンプライアンス体制、会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況を主な検討事項とし、監査等委員は、主な活動として業務執行に係る重要な文書及び稟議書等を閲覧し、必要に応じ取締役会または使用人にその説明を求めることとしております。また、常勤監査等委員は、取締役会のほか営業会議等主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受ける体制をとっております。

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、監査等委員は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また、内部監査人とも密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めることといたしております。なお、監査等委員の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人を他部署との兼務で配置しております。

内部監査の状況

内部監査は、業務執行部門から独立し、経営者直属の内部監査部によって行っております。内部監査部は3名で構成され、監査等委員会及び会計監査人と連携し子会社を含むグループ全社の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び取締役会に報告しております。

また、内部監査部と監査等委員会、内部監査部と会計監査人とは、監査計画の打合せ及び監査結果の検証のほか活発な意見交換が定期的に行われ、十分な連携が図られております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2017年6月以降

c. 業務を執行した公認会計士

善方 正義

大久保 豊

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名、その他11名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

EY新日本有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に求められる専門性、監査品質、独立性等を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制が備わっているものと判断したためであります。

当社監査等委員会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性及び信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合、監査等委員会の決定を得て、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人等を会計監査人として選任する旨の議案を株主総会にお諮りする方針であります。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	30	-	28	-
連結子会社	-	-	-	-
計	30	-	28	-

当社及び当社連結子会社における非監査業務に基づく報酬につきましては、前連結会計年度、当連結会計年度ともに該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当連結会計年度における会計監査人の報酬等については、監査等委員会が、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は下記のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬及び株式報酬型ストック・オプション（退職報酬））により構成しております。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬は、独立性確保の観点から固定報酬のみとしております。

業績連動報酬は、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬とし、グループ全体の事業活動の結果となる「連結経常利益額」を業績指標とし、これを基準値で除した額に各取締役の役位や役割に応じた所定の係数を乗じて支給月額を算出しております。

業務執行取締役の固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の報酬割合については、固定報酬を25%～55%、業績連動報酬を20%～50%、非金銭報酬を15%～45%の範囲で支給することを目途としております。

報酬等の付与時期や条件に関しては、原則として、固定報酬、業績連動報酬は、定時株主総会後に開催される取締役会において、非金銭報酬等である株式報酬の割当数は、定時株主総会の翌月に開催される取締役会において、各取締役の役位や役割に応じて、役員報酬・賞与規程その他の取締役会が予め定める規程に基づき決定しております。

本報酬の内容につきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬等の額は、年額4億円以内（取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）としております。また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、金銭報酬等の額を年額24百万円以内としております。

なお、2021年6月24日開催の第49期定時株主総会において、上記金銭報酬等とは別枠で、当社の社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び子会社取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、各事業年度ごとに年額8億円以内の範囲で支給し、株式報酬型ストック・オプションについては報酬体系を簡明なものにするため廃止することをご承認頂いております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	新株予約権	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	537	153	203	102	78	180	5
監査等委員（社外取締役を除く）	5	5	-	-	-	-	1
監査役（社外監査役を除く）	1	1	-	-	-	-	1
社外役員	4	4	-	-	-	-	5

(注) 1. 当社は、2020年6月25日開催の第48期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 2020年5月13日をもって、辞任した取締役（社外取締役）1名を含んでおります。

3. 取締役のうち3名は当社子会社の取締役を兼務しており、これらの取締役に対しては上記とは別に当該子会社から合計200百万円の報酬が支払われております。

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

役名	氏名	会社名	固定報酬 (百万円)	業績連動 報酬 (百万円)	新株予約権 (百万円)	譲渡制限付 株式報酬 (百万円)	合計 (百万円)
代表取締役 会長兼社長	井上 恵博	(株)ケーユーホールディングス	60	108	36	28	233
		(株)ケーユー	60	-	-	-	60
		計	120	108	36	28	293
代表取締役 副社長	板東 徹行	(株)ケーユーホールディングス	38	37	29	23	128
		(株)シュテルン世田谷	42	-	-	-	42
		(株)モーターレン東名横浜	30	-	-	-	30
		(株)ファイブスター東名横浜	16	-	-	-	16
		(株)シュテルン横浜東	9	-	-	-	9
		計	136	37	29	23	226
代表取締役 副社長	井上 久尚	(株)ケーユーホールディングス	38	37	29	20	126
		(株)ケーユー	42	-	-	-	42
		計	81	37	29	20	168

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社グループにおける業務遂行上の関係強化及び情報収集を目的として取得している株式を、純投資目的以外の目的である投資株式として定義しております。それ以外の価値の変動や、配当などによって利益を得ることを目的に保有している株式を、純投資目的である投資株式と定義しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
個別銘柄毎に取締役会の検証を行い、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有する意義の乏しい銘柄については、株価や市場動向を考慮の上、縮減する方針としております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	3
非上場株式以外の株式	2	387

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)コンコルディア・ フィナンシャルグ ループ	461,408	461,408	当社グループにおける業務遂行上の関係 強化及び情報収集を目的として保有して おります。	無
	207	145		
(株)ジャックス	79,600	79,600	同上	有
	180	145		

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	74	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	-	55

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(株)ユー・エス・エス	30,000	64
(株)オートボックスセブン	6,600	9

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について連結財務諸表に的確に反映する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の変更等の情報収集や講習会への参加等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,951	15,465
受取手形及び売掛金	2,910	3,083
商品及び製品	15,839	12,743
仕掛品	130	142
原材料及び貯蔵品	367	343
前払費用	233	211
その他	2,153	1,653
貸倒引当金	11	4
流動資産合計	31,574	33,639
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	18,946	19,648
減価償却累計額	7,117	7,750
建物及び構築物(純額)	11,828	11,898
機械装置及び運搬具	4,552	4,619
減価償却累計額	1,041	1,424
機械装置及び運搬具(純額)	3,511	3,194
工具、器具及び備品	945	993
減価償却累計額	617	676
工具、器具及び備品(純額)	327	317
土地	20,605	22,143
建設仮勘定	218	469
有形固定資産合計	36,491	38,024
無形固定資産	800	473
投資その他の資産		
投資有価証券	1,054	1,350
繰延税金資産	339	469
その他	883	874
貸倒引当金	10	8
投資その他の資産合計	2,266	2,685
固定資産合計	39,558	41,182
資産合計	71,133	74,822

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,861	2,903
1年内返済予定の長期借入金	3,427	2,820
未払金及び未払費用	1,006	1,113
未払法人税等	1,072	1,282
賞与引当金	398	603
その他	3,122	5,568
流動負債合計	12,887	14,292
固定負債		
長期借入金	10,319	9,645
繰延税金負債	856	966
資産除去債務	421	466
退職給付に係る負債	359	148
その他	514	468
固定負債合計	12,471	11,694
負債合計	25,359	25,987
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,321	100
資本剰余金	6,632	12,899
利益剰余金	36,672	39,397
自己株式	4,550	4,508
株主資本合計	45,076	47,888
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	95	226
その他の包括利益累計額合計	95	226
新株予約権	601	719
純資産合計	45,773	48,834
負債純資産合計	71,133	74,822

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	99,984	116,659
売上原価	181,685	196,022
売上総利益	18,298	20,636
販売費及び一般管理費		
販売諸掛	1,632	1,515
広告宣伝費	1,009	975
貸倒引当金繰入額	0	-
役員報酬	760	897
給料及び手当	4,078	4,900
賞与引当金繰入額	193	328
減価償却費	1,150	1,300
租税公課	581	545
賃借料	626	747
その他	2,834	3,386
販売費及び一般管理費合計	12,867	14,597
営業利益	5,430	6,039
営業外収益		
受取利息	4	5
受取配当金	22	22
受取地代家賃	154	146
受取保険金	61	37
その他	35	87
営業外収益合計	278	299
営業外費用		
支払利息	24	32
減価償却費	4	4
賃貸費用	46	46
その他	24	3
営業外費用合計	100	87
経常利益	5,608	6,250
特別損失		
減損損失	-	220
特別損失合計	-	220
税金等調整前当期純利益	5,608	6,029
法人税、住民税及び事業税	1,988	2,237
法人税等調整額	96	95
法人税等合計	1,892	2,142
当期純利益	3,715	3,887
親会社株主に帰属する当期純利益	3,715	3,887

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	3,715	3,887
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	61	131
その他の包括利益合計	61	131
包括利益	3,654	4,018
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,654	4,018
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,321	6,578	34,210	4,586	42,524
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	1,253	-	1,253
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	3,715	-	3,715
自己株式の処分	-	53	-	35	89
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	53	2,462	35	2,551
当期末残高	6,321	6,632	36,672	4,550	45,076

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	156	156	505	43,186
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	1,253
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	3,715
自己株式の処分	-	-	-	89
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	61	61	96	35
当期変動額合計	61	61	96	2,587
当期末残高	95	95	601	45,773

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,321	6,632	36,672	4,550	45,076
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	1,163	-	1,163
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	3,887	-	3,887
資本金から資本剰余金への振替	6,221	6,221	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	0	0
自己株式の処分	-	45	-	42	87
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	6,221	6,267	2,724	42	2,812
当期末残高	100	12,899	39,397	4,508	47,888

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	95	95	601	45,773
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	1,163
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	3,887
資本金から資本剰余金への振替	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	0
自己株式の処分	-	-	-	87
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	131	131	117	248
当期変動額合計	131	131	117	3,061
当期末残高	226	226	719	48,834

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,608	6,029
減価償却費	1,974	2,262
のれん償却額	-	328
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	211
受取利息及び受取配当金	27	27
支払利息	24	32
減損損失	-	220
売上債権の増減額(は増加)	377	172
たな卸資産の増減額(は増加)	3,919	2,134
仕入債務の増減額(は減少)	551	957
その他	92	2,864
小計	4,496	12,503
利息及び配当金の受取額	26	26
利息の支払額	23	32
法人税等の還付額	84	792
法人税等の支払額	2,086	2,257
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,498	11,033
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,152	2,969
無形固定資産の取得による支出	36	18
投資有価証券の取得による支出	100	100
投資有価証券の売却による収入	151	2
新規連結子会社の取得による支出	3,407	-
敷金及び保証金の差入による支出	70	20
敷金及び保証金の回収による収入	24	15
その他の支出	58	62
その他の収入	156	148
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,493	3,004
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	6,495	2,146
長期借入金の返済による支出	3,329	3,427
自己株式の処分による収入	-	0
自己株式の取得による支出	-	0
リース債務の返済による支出	43	68
配当金の支払額	1,253	1,164
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,867	2,514
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,127	5,514
現金及び現金同等物の期首残高	12,079	9,951
現金及び現金同等物の期末残高	9,951	15,465

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社は(株)ケーユー、(株)シュテルン世田谷、(株)シュテルン横浜東、(株)モトーレン東名横浜、(株)ファイブスター東名横浜及び(株)RSケーユーの6社であります。
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社6社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
 - デリバティブ
時価法を採用しております。
 - たな卸資産
次のとおり原価法を採用しております。
 - 商品 新車 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - 中古車 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - 原材料 移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - 仕掛品 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	5年～40年
機械装置及び運搬具	2年～15年
工具、器具及び備品	2年～20年
 - 無形固定資産(リース資産を除く)
ソフトウェア
社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。
 - リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。
 - (4) 退職給付に係る会計処理の方法
株式会社シュテルン横浜東を除く当社グループは確定拠出制度を採用しております。株式会社シュテルン横浜東のみ退職一時金制度を採用しております。
 - (5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。
 - (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損に係る見積り

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
減損損失	220
有形固定資産	38,024
無形固定資産	473

減損損失を計上した有形固定資産を除き、当連結会計年度において減損の兆候があると判定した資産又は資産グループ(以下「資産等」という。)はありません。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 減損損失に係る算出方法の概要

当社グループでは連結財務諸表の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結財務諸表へ計上します。

事業用資産については管理会計上の事業所単位ごとにグルーピングしております。遊休資産及び賃貸用資産等については物件毎に一つの資産グループとしております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌連結会計年度以降の事業計画、市場環境など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

なお、減損の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額及び認識の測定における使用価値は、事業計画等に基づき算出しております。

(2) 当連結会計年度に計上した減損損失の算出方法

上記記載の減損損失に係る算出方法に基づき当連結会計年度の減損損失の判定を実施致しました。

その結果、連結子会社である株式会社ケーユーは、当連結会計年度において、富山県富山市及び高岡市の2店舗の事業用資産(帳簿価額の合計220百万円)について、営業損益が連続してマイナスであることから減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることから減損の認識を行い、使用価値が正味売却価額を下回ることから正味売却価額を回収可能価額として、連結損益計算書において減損損失を220百万円計上致しました。

減損の兆候の識別、減損の認識及び測定において使用した事業計画は、取締役会で承認されたものに基づいております。これには、当社グループの過去の実績に基づく将来の見積りが含まれており、事業計画作成に用いる主要な仮定は、販売台数・販売単価計画等に基づく売上高予想、営業費用予想としております。

(3) 翌年度の連結財務諸表に与える影響

当連結会計年度に減損損失を計上した有形固定資産を除き、減損の兆候があると判定した資産又は資産等はありません。

しかしながら、当社グループの過去の実績に基づく将来の見積りは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、様々な要因により不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、資産等について新たに減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要が生じた場合には、同期間における連結財務諸表に影響を与える恐れがあります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していません。

(連結貸借対照表関係)

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
商品及び製品	1,382百万円	396百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
買掛金	2,065百万円	872百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	64百万円	48百万円

2 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上致しました。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
富山県 富山市	事業用資産	建物及び 構築物等	130
富山県 高岡市	事業用資産	建物及び 構築物等	90

事業用資産については管理会計上の事業所単位ごとにグルーピングしております。

収益性が低下している上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(220百万円)として特別損失に計上しております。

その内訳は建物及び構築物187百万円、その他33百万円であります。

なお、回収可能価額については、使用価値をゼロとして備忘価額をもって評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	98百万円	198百万円
組替調整額	9	0
税効果調整前	88	198
税効果額	27	67
その他有価証券評価差額金	61	131
その他の包括利益合計	61	131

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	44,126,024	-	-	44,126,024
合計	44,126,024	-	-	44,126,024
自己株式				
普通株式(注)1、2	12,819,439	-	100,000	12,719,439
合計	12,819,439	-	100,000	12,719,439

(注) 自己株式の株式数の減少100,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少100,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	601
	合計	-	-	-	-	-	601

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	939	30.00	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	314	10.00	2019年9月30日	2019年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	847	利益剰余金	27.00	2020年3月31日	2020年6月26日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	44,126,024	-	-	44,126,024
合計	44,126,024	-	-	44,126,024
自己株式				
普通株式（注）1、2	12,719,439	21	118,000	12,601,460
合計	12,719,439	21	118,000	12,604,460

（注）1. 自己株式の株式数の増加は、単位未満株式の買取りによる増加21株によるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少118,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少100,000株及びストック・オプションの行使による減少18,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	719
	合計	-	-	-	-	-	719

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	847	27.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	315	10.00	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	977	利益剰余金	31.00	2021年3月31日	2021年6月25日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
現金及び預金	9,951百万円	15,465百万円
現金及び現金同等物	9,951	15,465

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗建設のための設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。

一時的な余剰資金は、銀行の定期預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用しております。一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、一定限度額において投資信託等への投資を行っております。

デリバティブは、リスク回避のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券のうち株式は、主に取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で6年であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、債権管理規程を定め、取引先との信用取引についての遵守事項を定めております。個人に対する掛売りは原則として行いませんが、例外的に掛売りが認められる場合と承認申請の手順についてのルールを定めております。さらに、取引先ごとの売掛金残高は持株会社管理部門にて把握し、定期的に当該顧客を担当する拠点に通知し、拠点が責任をもって債権回収に当たる体制となっております。

また、個人顧客のクレジット利用により信販会社への売掛金が発生しますが、財務内容の良好な信販会社のみを取引対象としているため、信用リスクは僅少であります。

地震デリバティブ取引についても、契約先は信用度の高い損害保険会社であるため、信用リスクは僅少であります。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程に従い、稟議等により承認を得て行うこととしております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。運転資金として、将来の予測不可能な資金需要に備えて十分な資金及び資金化が容易な定期預金、有価証券を確保しております。また、主要取引金融機関と当座借越契約を締結しており、円滑かつ効率的に資金調達が可能な体制をとっております。

(4)金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注）2 参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	9,951	9,951	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,910		
貸倒引当金 1	11		
	2,899	2,899	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,050	1,050	-
資産計	13,901	13,901	-
(1) 支払手形及び買掛金	3,861	3,861	-
(2) 未払法人税等	1,072	1,072	-
(3) 長期借入金 2	13,747	13,744	2
負債計	18,680	18,678	2

1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	15,465	15,465	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,083		
貸倒引当金 1	4		
	3,078	3,078	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,346	1,346	-
資産計	19,890	19,890	-
(1) 支払手形及び買掛金	2,903	2,903	-
(2) 未払法人税等	1,282	1,282	-
(3) 長期借入金 2	12,465	12,462	2
負債計	16,651	16,648	2

1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照下さい。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	3	3
地震デリバティブ	-	-

契約金額300百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,951	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,910	-	-	-
合計	12,862	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,465	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,083	-	-	-
合計	18,548	-	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	3,427	2,172	4,114	3,009	1,008	15
合計	3,427	2,172	4,114	3,009	1,008	15

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,820	4,762	3,615	1,252	8	6
合計	2,820	4,762	3,615	1,252	8	6

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	285	132	152
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	100	100	0
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	386	232	153
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	145	171	25
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	99	100	0
	その他	-	-	-
	(3) その他	419	434	15
	小計	664	706	42
合計		1,050	939	111

(注) 1. 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額3百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 株式の減損にあたっては、時価の下落率が50%超下落した銘柄について減損処理し、また、30%~50%下落した銘柄については、社内にて以下の基準を採用し、減損処理しております。

「期末現在、時価が取得原価に比べて40%以上下落した銘柄については、回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行う。」

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	590	304	286
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	201	200	1
	その他	-	-	-
	(3) その他	454	432	21
	小計	1,247	936	310
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	99	100	0
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	99	100	0
合計		1,346	1,036	310

(注) 1. 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額3百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

3. 株式の減損にあたっては、時価の下落率が50%超下落した銘柄について減損処理し、また、30%~50%下落した銘柄については、社内にて以下の基準を採用し、減損処理しております。

「期末現在、時価が取得原価に比べて40%以上下落した銘柄については、回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行う。」

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	140	-	9
合計	140	-	9

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	2	0	0
合計	2	0	0

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

地震デリバティブ取引

地震デリバティブ取引の契約金額は300百万円であります。時価については公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

地震デリバティブ取引

地震デリバティブ取引の契約金額は300百万円であります。時価については公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社である株式会社シュテルン横浜東を除く当社グループは、確定拠出制度を採用しております。株式会社シュテルン横浜東のみ退職一時金制度を採用しております。

株式会社シュテルン横浜東が有する退職一時金制度の退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要給付額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度134百万円、当連結会計年度150百万円であります。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	-	359
退職給付費用	-	20
退職給付の支払額	-	232
新規連結に伴う増加額	359	-
退職給付に係る負債の期末残高	359	148

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上されて退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	359	148
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	359	148
退職給付に係る負債	359	148
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	359	148

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前連結会計年度は該当なく、当連結会計年度は20百万円であります。

(注) 前連結会計年度より連結子会社となった株式会社シュテルン横浜東は、みなし取得日を2020年3月31日としているため、前連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価の株式報酬費	-	-
一般管理費の株式報酬費	96	121

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2007年 ストック・オプション	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 8名 当社執行役員及び当社子会社 取締役ならびに当社子会社執 行役員 3名	当社取締役 7名 当社子会社取締役ならびに当 社子会社執行役員 3名	当社取締役 7名 当社子会社取締役ならびに当 社子会社執行役員 3名
株式の種類別の ストック・オプション の数(注)	普通株式 76,200株 (注) 1	普通株式 88,000株 (注) 1	普通株式 86,000株 (注) 1
付与日	2007年10月1日	2008年9月1日	2009年7月31日
権利確定条件	(注) 3	同左	同左
対象勤務期間	2007年10月1日	2008年9月1日	2009年7月31日
権利行使期間	自2007年10月2日 至2037年10月1日	自2008年9月2日 至2038年9月1日	自2009年8月1日 至2039年7月31日

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 7名 当社執行役員 4名	当社取締役 7名 当社執行役員 4名	当社取締役 7名 当社執行役員 4名
株式の種類別の ストック・オプション の数(注)	普通株式 152,000株 (注) 1	普通株式 152,000株 (注) 1	普通株式 156,000株 (注) 1
付与日	2010年7月31日	2011年7月31日	2012年7月31日
権利確定条件	(注) 3	同左	同左
対象勤務期間	2010年7月31日	2011年7月31日	2012年7月31日
権利行使期間	自2010年8月1日 至2040年7月31日	自2011年8月1日 至2041年7月31日	自2012年8月1日 至2042年7月31日

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 8名 当社子会社取締役ならびに当 社子会社執行役員 3名	当社取締役 8名 当社子会社執行役員 4名	当社取締役 7名 当社子会社取締役ならびに当 社子会社執行役員 3名
株式の種類別の ストック・オプション の数(注)	普通株式 156,000株 (注) 1	普通株式 162,000株 (注) 2	普通株式 159,000株 (注) 2
付与日	2013年7月31日	2014年7月31日	2015年7月31日
権利確定条件	(注) 4	同左	同左
対象勤務期間	2013年7月31日	2014年7月31日	2015年7月31日
権利行使期間	自2013年8月1日 至2043年7月31日	自2014年8月1日 至2044年7月31日	自2015年8月1日 至2045年7月31日

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社子会社取締役 1名	当社取締役 7名 当社子会社取締役 1名	当社取締役 7名 当社子会社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 155,500株 (注) 2	普通株式 148,000株 (注) 2	普通株式 145,700株 (注) 2
付与日	2016年7月31日	2017年8月31日	2018年8月18日
権利確定条件	(注) 4	同左	同左
対象勤務期間	2016年7月31日	2017年8月31日	2018年8月18日
権利行使期間	自2016年8月1日 至2046年7月31日	自2017年9月1日 至2047年8月31日	自2018年8月19日 至2048年8月18日

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社子会社取締役 5名	当社取締役 5名 当社子会社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 187,500株 (注) 2	普通株式 187,500株 (注) 2
付与日	2019年8月16日	2020年8月19日
権利確定条件	(注) 4	(注) 4
対象勤務期間	2019年8月16日	2020年8月19日
権利行使期間	自2019年8月17日 至2049年8月16日	自2020年8月20日 至2050年8月19日

(注) 1. 2014年6月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 権利確定条件は次のとおりであります。

当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日間に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 権利確定条件は次のとおりであります。

当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。)のそれぞれの翌日から10日間に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2007年 ストック・ オプション	2008年 ストック・ オプション	2009年 ストック・ オプション	2010年 ストック・ オプション	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション
権利確定前(株)								
前連結会計年度 末	52,000	62,000	62,000	122,000	122,000	122,000	122,000	132,000
付与	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000
未確定残	52,000	62,000	62,000	118,000	118,000	118,000	118,000	130,000
権利確定後(株)								
前連結会計年度 末	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000
権利行使	-	-	-	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-	-	-	-

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計年度 末	142,000	140,500	140,500	145,700	187,500	-
付与	-	-	-	-	-	187,500
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	142,000	140,500	140,500	145,700	187,500	187,500
権利確定後(株)						
前連結会計年度 末	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-	-

(注) 2014年6月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2007年 ストック・ オプション	2008年 ストック・ オプション	2009年 ストック・ オプション	2010年 ストック・ オプション	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	847	847	847	847	847
付与日における公 正な評価単価 (円)	230	103	118	93	121	143	277	451

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公 正な評価単価 (円)	581	549	698	608	513	647

(注) 2014年6月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

当連結会計年度において付与された2020年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積り方法

	2020年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	26.40%
予想残存期間 (注) 2	8.3年
予想配当 (注) 3	21円 / 株
無リスク利子率 (注) 4	0.041%

(注) 1. 付与日前8.3年間(2012年5月から2020年8月)の株価実績に基づき算定しております。

2. 当社の規定に基づく定年時に行使されるものと推定して見積っております。

3. 2021年3月期の予想配当金額によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	66百万円	99百万円
賞与引当金	130	198
投資有価証券評価損	37	41
長期未払金(役員退職慰労金)	106	118
減価償却超過額	71	138
その他	754	751
繰延税金資産小計	1,167	1,348
評価性引当額	369	434
繰延税金資産合計	797	914
繰延税金負債との相殺額	458	444
繰延税金資産純額	339	469
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	15	82
固定資産圧縮積立金	894	961
資産除去債務	99	107
土地評価差額金	258	258
その他	46	-
繰延税金負債合計	1,314	1,410
繰延税金資産との相殺額	458	444
繰延税金負債純額	856	966

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	
住民税均等割による影響	0.5	
評価性引当額の増減	0.6	
その他	1.8	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8	

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2020年8月1日付で資本金を100百万円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を2020年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消すると見込まれる一時差異等について30.6%から34.1%に変更しております。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が82百万円増加し、法人税等調整額は82百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

販売施設用建物の事業用定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を取得から契約満了日までとし、割引率は使用見込期間に応じたリスクフリーレートを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	342百万円	421百万円
連結子会社の増加に伴う増加額	21	-
有形固定資産の取得による増加額	53	41
時の経過による調整額	2	3
期末残高	421百万円	466百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

各報告セグメントは、それぞれ特徴の異なる商品を取り扱っており、収益・財務構造及び営業戦略が異なることから、それぞれ独立した報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、当社の規定に基づき決定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	国産車 販売事業	輸入車 ディーラー 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	35,963	64,020	99,984	-	99,984
セグメント間の内部売上高 又は振替高	91	482	574	574	-
計	36,055	64,503	100,558	574	99,984
セグメント利益	2,598	2,551	5,149	280	5,430
セグメント資産	12,179	28,858	41,037	30,095	71,133
セグメント負債	3,401	11,339	14,740	10,618	25,359
その他の項目					
減価償却費	163	1,532	1,695	273	1,969
のれんの償却額	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	435	8,309	8,745	1,808	10,553

（注）調整額は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社に関するものであります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	国産車 販売事業	輸入車 ディーラー 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	36,583	80,076	116,659	-	116,659
セグメント間の内部売上高 又は振替高	167	613	780	780	-
計	36,750	80,689	117,439	780	116,659
セグメント利益	2,326	3,292	5,618	420	6,039
セグメント資産	12,856	29,479	42,336	32,486	74,822
セグメント負債	3,684	10,687	14,371	11,616	25,987
その他の項目					
減価償却費	187	1,740	1,927	330	2,257
のれんの償却額	-	328	328	-	328
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	507	5,981	6,488	1,311	7,800

（注）調整額は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社に関するものであります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	100,558	117,439
セグメント間取引消去	574	780
連結財務諸表の売上高	99,984	116,659

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,149	5,618
当社とセグメントとの内部取引消去額	1,465	1,606
セグメント間取引消去	20	18
全社費用(注)	1,205	1,203
連結財務諸表の営業利益	5,430	6,039

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	41,037	42,336
当社とセグメントにおける債権債務の相殺額	3	0
セグメント間取引消去	74	82
全社資産(注)	30,173	32,569
連結財務諸表の資産合計	71,133	74,822

(注)全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の建物及び土地であります。

(単位:百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	14,740	14,371
当社とセグメントにおける債権債務の相殺額	4,886	3,123
セグメント間取引消去	74	82
全社負債(注)	15,579	14,822
連結財務諸表の負債合計	25,359	25,987

(注)全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の借入金及び繰延税金負債であります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	1,695	1,927	273	330	1,969	2,257
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注)	8,745	6,488	1,808	1,311	10,553	7,800

(注)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の建物及び土地の取得額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	国産車 販売事業	輸入車 ディーラー事業	計		
減損損失	220	-	220	-	220

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	国産車 販売事業	輸入車 ディーラー事業	計		
当期償却額	-	-	-	-	-
当期末残高	-	656	656	-	656

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	国産車 販売事業	輸入車 ディーラー事業	計		
当期償却額	-	328	328	-	328
当期末残高	-	328	328	-	328

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(工) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員	井上 恵博	被所有 直接2.41%	当社 代表取締役 会長兼社長	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	26	-	-
役員	板東 徹行	被所有 直接1.21%	当社 代表取締役 副社長	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	21	-	-
役員	井上 久尚	被所有 直接1.55%	当社 代表取締役 副社長	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	21	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価格は、2019年7月17日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所市場第1部における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員	井上 恵博	被所有 直接2.49%	当社 代表取締役 会長兼社長	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	24	-	-
役員	板東 徹行	被所有 直接1.28%	当社 代表取締役 副社長	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	20	-	-
役員	井上 久尚	被所有 直接1.62%	当社 代表取締役 副社長	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	20	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価格は、2020年7月17日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所市場第1部における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,438.29円	1,526.27円
1株当たり当期純利益金額	118.45円	123.49円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	113.11円	117.33円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	3,715	3,887
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	3,715	3,887
期中平均株式数(株)	31,369,153	31,481,592
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	1,480,695	1,652,319
(うち新株予約権(株))	(1,480,695)	(1,652,319)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,427	2,820	0.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	62	95	1.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	10,319	9,645	0.1	2022年～ 2027年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	80	36	1.9	2022年～ 2023年
その他有利子負債				
買掛金	1,400	273	0.3	-
合計	15,291	12,871	-	-

(注) 1. 平均利率につきましては、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4,762	3,615	1,252	8
リース債務	35	1	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	21,900	51,640	83,630	116,659
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	284	2,310	4,338	6,029
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万円)	167	1,382	2,727	3,887
1株当たり四半期(当期)純利 益金額(円)	5.35	43.97	86.67	123.49

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.35	38.59	42.67	36.80

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,283	5,515
未収収益	586	871
関係会社短期貸付金	4,300	2,250
未収還付法人税等	264	249
その他	156	93
流動資産合計	9,591	8,979
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,907	6,089
構築物	387	375
機械装置及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	18	16
土地	17,468	18,478
建設仮勘定	213	11
有形固定資産合計	23,995	24,972
無形固定資産		
電話加入権	15	15
無形固定資産合計	15	15
投資その他の資産		
投資有価証券	967	1,221
関係会社株式	6,112	6,112
出資金	0	0
長期前払費用	103	98
敷金及び保証金	198	198
保険積立金	12	12
その他	43	45
貸倒引当金	4	4
投資その他の資産合計	7,432	7,684
固定資産合計	31,443	32,671
資産合計	41,035	41,651

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	3,427	2,820
未払金	34	31
未払費用	473	749
未払法人税等	79	81
賞与引当金	31	44
その他	64	190
流動負債合計	4,111	3,917
固定負債		
長期借入金	10,319	9,645
長期末払金	347	347
繰延税金負債	664	767
その他	73	72
固定負債合計	11,405	10,832
負債合計	15,517	14,750
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,321	100
資本剰余金		
資本準備金	6,439	6,439
その他資本剰余金	193	6,460
資本剰余金合計	6,632	12,899
利益剰余金		
利益準備金	193	193
その他利益剰余金		
配当平均積立金	2	2
固定資産圧縮積立金	1,893	1,745
別途積立金	38	38
繰越利益剰余金	14,321	15,543
利益剰余金合計	16,448	17,523
自己株式	4,550	4,508
株主資本合計	24,852	26,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	63	166
評価・換算差額等合計	63	166
新株予約権	601	719
純資産合計	25,517	26,901
負債純資産合計	41,035	41,651

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益	2,404	2,423
営業費用	1,174	1,184
営業利益	2,256	2,398
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	22	24
受取地代家賃	127	119
雑収入	4	35
営業外収益合計	153	179
営業外費用		
支払利息	7	7
減価償却費	4	4
賃貸費用	35	35
その他	9	0
営業外費用合計	57	47
経常利益	2,352	2,530
税引前当期純利益	2,352	2,530
法人税、住民税及び事業税	196	243
法人税等調整額	55	49
法人税等合計	141	292
当期純利益	2,210	2,237

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					配当平均積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	6,321	6,439	139	6,578	193	2	1,949	38	13,307	15,491
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	1,253	1,253
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	2,210	2,210
自己株式の処分	-	-	53	53	-	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	55	-	55	-
税率変更に伴う圧縮積立金の減少										
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	53	53	-	-	55	-	1,013	957
当期末残高	6,321	6,439	193	6,632	193	2	1,893	38	14,321	16,448

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,586	23,805	115	115	505	24,426
当期変動額						
剰余金の配当	-	1,253	-	-	-	1,253
当期純利益	-	2,210	-	-	-	2,210
自己株式の処分	35	89	-	-	-	89
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
税率変更に伴う圧縮積立金の減少						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	51	51	96	44
当期変動額合計	35	1,047	51	51	96	1,091
当期末残高	4,550	24,852	63	63	601	25,517

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					配当平均積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	6,321	6,439	193	6,632	193	2	1,893	38	14,321	16,448
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	1,163	1,163
資本金から資本剰余金への振替	6,221	-	6,221	6,221	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	2,237	2,237
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	45	45	-	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	52	-	52	-
税率変更に伴う圧縮積立金の減少	-	-	-	-	-	-	94	-	94	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	6,221	-	6,267	6,267	-	-	147	-	1,222	1,074
当期末残高	100	6,439	6,460	12,899	193	2	1,745	38	15,543	17,523

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,550	24,852	63	63	601	25,517
当期変動額						
剰余金の配当	-	1,163	-	-	-	1,163
資本金から資本剰余金への振替	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	2,237	-	-	-	2,237
自己株式の取得	0	0	-	-	-	0
自己株式の処分	42	87	-	-	-	87
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
税率変更に伴う圧縮積立金の減少	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	103	103	117	221
当期変動額合計	42	1,162	103	103	117	1,383
当期末残高	4,508	26,015	166	166	719	26,901

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年~40年

構築物 7年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。

5. その他の重要な会計方針

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損に係る見積り

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	24,972
無形固定資産	15

当事業年度において減損の兆候があると判定した資産等はありません。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しております。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

次の子会社につきまして、仕入先からの債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(株)シュテルン世田谷、(株)シュテルン横浜東、 (株)モトーレン東名横浜、(株)ファイブスター東名横浜、 (株)RSケーユー 計	2,433百万円	1,186百万円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用の割合は前事業年度、当事業年度ともに0%、一般管理費に属する費用の割合は前事業年度、当事業年度ともに100%であります。

営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	497百万円	582百万円
給料手当及び賞与	269	323
租税公課	261	169
減価償却費	272	330

- 2 区分掲記しているもののほか、関係会社との取引に係る主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益	4,004百万円	4,223百万円
受取利息	1	1

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。なお、子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	6,112	6,112

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	9百万円	15百万円
投資有価証券評価損	28	31
長期未払金 (役員退職慰労金)	106	118
減価償却超過額	21	24
子会社株式にかかる一時差異	102	114
新株予約権	184	245
譲渡制限付株式報酬	56	49
その他	33	41
繰延税金資産小計	541	641
評価性引当額	370	452
繰延税金資産合計	171	189
繰延税金負債との相殺額	171	189
繰延税金資産の純額	-	-
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	835	902
その他有価証券評価差額金	0	53
繰延税金負債合計	836	956
繰延税金資産との相殺額	171	189
繰延税金負債の純額	664	767

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	34.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	26.1	27.0
住民税均等割による影響	0.2	0.2
評価性引当額の増減	1.2	1.6
税率変更による影響	-	3.0
特別控除による影響	-	0.2
その他	-	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.0	11.6

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2020年8月1日付で資本金を100百万円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を2020年4月1日に開始する事業年度以降に解消すると見込まれる一時差異等について30.6%から34.1%に変更しております。

この税率変更により、繰延税金負債の金額 (繰延税金資産の金額を控除した金額) が75百万円増加し、法人税等調整額は75百万円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額
有形固 定資産	建物	5,907	464	-	282	6,089	2,992
	構築物	387	33	-	45	375	590
	機械及び装置	0	-	-	0	0	1
	車両運搬具	0	0	-	0	0	1
	工具、器具及び備品	18	4	-	6	16	48
	土地	17,468	1,010	-	-	18,478	-
	建設仮勘定	213	11	213	-	11	-
	計	23,995	1,524	213	334	24,972	3,634
無形固 定資産	電話加入権	15	-	-	-	15	-
	ソフトウェア	-	-	-	-	-	95
	計	15	-	-	-	15	95

(注) 1. 「建物」の「当期増加額」は主に(株)モトーレン東名横浜調布支店に係る建物建設によるものであります。

2. 「土地」の「当期増加額」はグループ事業用地取得によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
賞与引当金	31	44	31	44
貸倒引当金	4	4	4	4

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係わる手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、公告掲載URLは次のとおりです。 http://www.ku-hd.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第48期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第49期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月13日関東財務局長に提出

(第49期第2四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出

(第49期第3四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

株式会社ケーユーホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善方 正義	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 豊	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーユーホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーユーホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ケーユーホールディングスの当連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」38,024百万円及び「無形固定資産」473百万円が計上されており、その合計金額は、連結総資産の50%程度を占めている。</p> <p>会社及び連結子会社（以下、「会社グループ」）は、事業用資産については管理会計上の事業所単位ごとにグループ化している。遊休資産及び賃貸用資産等については物件毎に一つの資産グループとしている。</p> <p>減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌連結会計年度以降の事業計画、市場環境など、会社グループが利用可能な情報に基づいて行っている。</p> <p>減損の兆候が識別され、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損の認識が必要となる場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれかが高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとなる。</p> <p>連結財務諸表の注記事項「（重要な会計上の見積り）」及び「（連結損益計算書関係） 2減損損失」に注記されているとおり、会社の連結子会社である株式会社ケーユーは、当連結会計年度において、減損の兆候のあった富山県富山市及び高岡市の事業用資産（帳簿価額の合計220百万円）について、営業損益が連続してマイナスであることから減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることから減損の認識を行い、使用価値が正味売却価額を下回ることから、正味売却価額を回収可能価額として、連結損益計算書において減損損失を220百万円計上している。</p> <p>連結財務諸表の注記事項「（重要な会計上の見積り）」に注記されているとおり、会社グループは、減損の兆候の識別及び減損の認識判定、測定における使用価値の算定において用いられた事業計画に含まれる(1) 販売台数・販売単価に基づく売上高、(2) 営業費用が主要な仮定としてあげられる。</p> <p>これらの固定資産の減損の兆候の識別及び減損の認識における見積り及び当該見積りに使用された仮定は、経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であると考えられることから、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、減損の兆候の識別、減損の兆候が識別された資産グループの減損の認識及び測定の検討にあたり、主として、以下の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者へのヒアリングにより、今後の事業戦略及び使用価値の算定の前提となる将来キャッシュ・フローの見積り方法を理解した。 ・ 経営者へのヒアリングにより、固定資産の減損の兆候の識別及び使用価値の算定の基礎となる事業計画の策定方法を理解し、取締役会で承認された事業計画と整合しているかどうかを検討した。 ・ 将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・ 事業計画に含まれる販売台数、販売単価について、利用可能な外部データとの比較及び過去実績からの趨勢分析を行った。また、営業費用予想について、過去実績からの趨勢分析を行った。 ・ 過年度に策定した事業計画と実績値を比較し、経営者による見積りの精度を検討した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケーユーホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ケーユーホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

株式会社ケーユーホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 豊 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーユーホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーユーホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ケーユーホールディングスの当事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」24,972百万円及び「無形固定資産」15百万円が計上されており、その合計金額は、総資産の60%程度を占めている。</p> <p>会社の有形固定資産は主として賃貸用資産であり物件毎に一つの資産グループとしている。</p> <p>会社は、減損の兆候について、資産の賃貸から生じる損益の状況や市場価格の著しい下落等により判定しているほか、子会社が会社の賃貸物件により行う事業の業績が減損の兆候に影響を与える可能性を踏まえ、子会社の各事業用資産に係る営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌事業年度以降の事業計画、市場環境など、会社が利用可能な情報を考慮して判定を行っている。</p> <p>当事業年度において、会社は減損の兆候を識別していない。</p> <p>財務諸表の注記事項「(重要な会計上の見積り)」に注記されているとおり、会社グループは、減損の兆候の識別において用いられた事業計画に含まれる(1)販売台数・販売単価に基づく売上高、(2)営業費用が主要な仮定としてあげられる。</p> <p>固定資産の減損の兆候の識別において使用された事業計画に含まれる仮定は、経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であると考えられることから、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、減損の兆候の識別の検討にあたり、主として、以下の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の賃貸から生じる損益の状況や市場価格の著しい下落の有無を検討した。 経営者へのヒアリングにより、固定資産の減損の兆候の識別に用いられる事業用資産に係る事業計画の策定方法を理解し、取締役会で承認された事業計画と整合しているかどうかを検討した。 事業計画に含まれる販売台数、販売単価について、利用可能な外部データとの比較及び過去実績からの趨勢分析を行った。また、営業費用予想について、過去実績からの趨勢分析を行った。 過年度に策定した事業計画と実績値を比較し、経営者による見積りの精度を検討した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。